

# 第1回三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金 運営委員会 事項書

日時：平成28年8月5日（金）

10時～12時

場所：みえ県民交流センター  
ミーティングルームA

- 1 あいさつ
- 2 運営委員会について
  - ・運営委員会の役割
  - ・委員長・副委員長の選出
- 3 三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金事業について
- 4 災害時NPO活動支援事業継続支援活動補助金について
  - ・実施要領の改正  
(論点)  
⇒対象となる活動を「県内の災害支援」から「県内外の災害支援」へ拡充、第3号様式の簡素化。【資料3】
  - ・選定要領  
(論点)  
⇒新たに制定する選定要領は、別添【資料3】のP23のとおりでよいか。
- 5 災害時NPO活動支援事業【緊急支援活動】について
  - ・協定団体募集要項、募集日程  
(論点)  
⇒昨年度の参加者実績が少ないことから説明会は開催しない。  
(平成27年度：津市1団体1名、四日市市2団体3名)
  - ・選定要領、評価基準  
(論点)  
⇒評価基準の一部評点を見直し、平常時の取組をより重視した評価基準とする。  
【資料6】のP2)
  - ・第2回運営委員会、公開プレゼンテーション
- 6 その他

三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金

運営委員会 委員名簿

所属・役職	フリガナ 名前	分野
日本労働組合総連合会 三重県連合会 副事務局長	ヒロセ ジュンコ 廣瀬 純子	(災害) ボランティアに関する専門知識を有する方
特定非営利活動法人 みえ防災市民会議 議長	ヤマモト ヤスシ 山本 康史	(災害) NPOに関する専門的知識を有する方
社会福祉法人 三重県共同募金会 主任	オカムラ ヤヨイ 岡村 弥生	災害時の資金支援に関する専門的知識を有する方
株式会社三重銀総研 調査部 副部長	ベップ タカフミ 別府 孝文	企業の社会貢献に関する専門知識を有する方
社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会 本所 地域福祉課 課長	ナカモリ タダシ 中森 忠司	災害ボランティアセンターに関する専門的知識を有する方

## 三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金運営委員会 設置要綱

### (設置)

第1条 この要綱は、三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金実施要綱（以下「要綱」という。）第5条に定める運営委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (名称)

第2条 この委員会は、「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金運営委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

### (委員)

第3条 委員会は、知事が委嘱した委員で構成する。

- 2 委員は5名以内とする。
- 3 委員の互選により1名を委員長とし、1名を副委員長とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 補欠により就任した委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。
- 7 委員会の事務局は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に設置する。

### (委員長等の職務)

第4条 委員長は、委員会を招集する。

- 2 委員長は、委員会を統括し、議事を進行する。
- 3 副委員長は、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### (委員会)

第5条 委員会は次の事項について検討等を行う。

- (1) 基金制度のあり方に関する検討、助言
  - (2) 要綱第4条第1項各号に定める事業に係る検討、審査及び選定等に関する助言
  - (3) その他、委員長が各委員に諮り、必要と認められた事項
- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
  - 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開催することができない。

### (その他)

第6条 委員会にかかる事項で定めのない事項については、事務局で定めるものとする。

### 附則

この要綱は、平成24年9月24日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。



# 三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金

大規模な災害からの早期の復旧復興のための災害ボランティア活動を支援するとともに、様々な社会的な課題に取り組み特定非営利活動法人等の民間非営利組織の活動を促進するため、三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金を設置する。

【課題】近年、県外における災害が頻発していることから、NPOが取り組む被災地又は被災者に対する継続的な支援活動の対象を「県外災害支援」まで拡充する必要がある。

基金事業 効果

現状・課題

災害時におけるNPOの専門性の発揮

災害ボランティアセンター運営における資金面の不安

災害ボランティア関係のさまざまな主体の連携不足

社会課題の多様化によるNPOの役割の増加

さまざまな主体と連携・協働する取組の必要性の高まり

災害時の取組

平常時の取組

① 災害時NPO活動支援事業  
平常時から高い専門性を有するNPOとの協定締結、NPOが取り組む被災地又は被災者に対する継続的な支援活動への支援  
(県内災害支援)

② みえ災害ボランティア支援センター事業  
迅速なセンター設置によるボランティア活動の支援 (県内・県外大規模災害支援)  
財源：県費4,000千円

③ 災害時に備えたネットワーク強化事業  
災害ボランティア関係組織等の基礎調査や研修・訓練などを通じてのネットワーク強化  
当初は、県費で4,580千円を積立てていたが、H24に4,480千円を取り崩してからは積戻しなし

④ NPO活動促進事業  
NPOによる社会課題解決の取組への支援  
(社会課題が顕在化・深刻化する「災害時」への備えにも繋がる)  
当初から基金への積立なし

災害時におけるNPO・ボランティアの活動環境の整備

さまざまな主体の連携・協働による社会課題への対応

NPOによる災害に強まらねい

災害ボランティア活動支援

NPOの活動促進

## 災害時NPO活動支援事業

県内の災害における早期の復旧復興のため、NPOが行う災害時支援活動を支援します

発災直後～2ヶ月程度

### A事業【緊急支援活動】

平常時にNPOと協定を締結し、  
県内災害時に速やかに支援活動を実施

- ① 三重県内に活動拠点があり、被災者支援等のノウハウがあるNPOが行う
- ② 専門性があり、住民同士の共助では難しい活動に対し
- ③ 1団体120万円を上限で支援
- ④ 公募(プレゼンテーション)により選定し
- ⑤ 選定団体と協定書を締結
- ⑥ 発災時には、県の要請に基づき、協定団体は支援活動を実施(県は速やかに資金支援する)

発災後可能な限り速やかに

### B事業【継続支援活動補助】

発災後、支援活動を実施するNPOの  
継続的な支援活動を補助

- ① 発災後、支援活動を実施するNPOが行う
- ② 被災地・被災者のニーズがあり、地域の支援機関と連携して行う1か月以上(実活動日数10日以上)の活動に対し
- ③ 1団体30万円を上限に補助
- ④ 公募(書類審査)により選定し
- ⑤ 選定団体へ補助金を交付
- ⑥ 県民、企業等の方からの寄付金を財源とする

【協定締結団体】

- 平成25年5月1日(公財)三重県国際交流財団(災害時の外国人住民支援)
- 平成27年3月31日(一社)熊野レストレーション(テクニカルボランティアによる災害時の総合支援)

【平成27年度寄付金額】

¥1,019,875円

(ふるさと応援寄付金含む、利子除く)

【平成27年度未基金残高(利子等含む)】

¥4,133,302円

三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金これまでの取組（平成24年4月1日設置）

「●」は、県事業として実施

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
<p>災害時NPO活動支援事業（緊急支援活動）</p>	<p>【H24年10月22日～25年3月6日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○運営委員会の開催</li> <li>○災害時NPO活動支援事業（緊急支援活動（＝A事業）、継続支援活動補助金（＝B事業））実施要領、選定要領の作成、寄付の促進、活用について</li> <li>○災害時NPO活動支援事業（緊急支援活動）公開プレゼン、審査</li> </ul>	<p>○平成25年5月1日に（公財）三重県国際交流財団と「災害時の外国人住民支援」にかかわる協定締結</p>	<p>【H26年12月15日～27年3月9日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○基金運営委員会の開催</li> <li>○災害時NPO活動支援事業（緊急支援活動）公開プレゼン、審査</li> <li>○平成27年3月31日に（一社）熊野レストレーションと「テクニカルボランティアによる災害時の総合支援」にかかわる協定締結</li> </ul>	<p>【H27年7月24日～10月29日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○基金運営委員会の開催</li> <li>○災害時NPO活動支援事業（緊急支援活動）公開プレゼン、審査</li> </ul>
<p>災害時NPO活動支援事業（継続支援活動）</p>	<p>○継続支援活動補助金の原資となる寄付の募集開始</p>	<p>○イベント等における募金箱の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○企業等への募金協力</li> <li>○実施要領等の規定整備</li> </ul>	<p>○企業等への募金協力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県政だよりや新聞広告を通じた基金の周知</li> <li>○実施要領等の制定</li> </ul>	<p>○企業等への募金協力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県政だよりや新聞広告を通じた基金の周知</li> <li>○実施要領等の制定</li> </ul>
<p>災害時NPO活動支援事業の強化事業の実施</p>	<p>【H24年7月～25年3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○調査の実施（災害VCの状況、災害時に支援活動を行うNPO・団体、市民活動センターの災害支援活動）</li> <li>○研修会・図上訓練</li> </ul>	<p>【H26年2月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●現地災害ボランティアセンターの役割について学ぶ研修会</li> </ul>	<p>【H26年11月～27年1月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●分野の協働で災害を乗り越えるための研修会</li> </ul> <p>【平成27年1月～3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●みえ災害ボランティア支援センターのあり方について意見交換</li> </ul>	<p>【H27年8月～9月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●（公財）日本財団との共催による「災害時の被災者支援に関する研修と訓練」を実施</li> </ul>
<p>災害時NPO活動支援事業の強化事業の実施</p>	<p>【～H25年12月28日まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティア活動支援金の募集</li> <li>○みえ発！ボラパック（36便648名）、みえ発！ボラパックⅡ（36便642名）</li> <li>○県内避難者支援「みえで仲間をつくり隊」、みえ東日本大震災支援団体連絡会、「つながろう三重」連絡会等の開催、活動報告会、シンポジウムなどの開催</li> </ul>	<p>○京都府福知山市・兵庫県丹波市水害支援</p>	<p>【H26年8月22日～9月16日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○京都府福知山市・兵庫県丹波市水害支援</li> </ul>	<p>○みえ災害ボランティア支援センターの設置はなし</p>

# みえ災害ボランティア支援センターの概要(1/3)

## 1. 目的

阪神・淡路大震災以降大規模災害時には、多くのボランティアによる活動が、被災者や被災地の支援に大きな役割を果たしている。これらのボランティア活動が円滑に行われるよう、さまざまな支援活動を行うのが、みえ災害ボランティア支援センター(以下、「支援センター」という。)である。

現地センター  
の後方支援

## 4. 構成団体

### 【幹事団体】

三重県地域防災計画により支援センターへの参画が必要と位置づけられており、支援センターの設置、運営に関し必要な意思決定を行うとともに、災害時におけるボランティア支援の中心となる団体。

- 特定非営利活動法人みえ防災市民会議
- 特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター

- 三重県ボランティア連絡協議会

- 公益社団法人日本青年会議所東海地区三重ブロック協議会

- 日本赤十字社三重県支部

- 社会福祉法人三重県社会福祉協議会

- 三重県(防災企画・地域支援課、地域福祉課、男女共同参画・NPO課)

### 【協力団体】

平常時から相互に情報交換を行うとともに、災害時にはその他のボランティア関係組織等及び県と連携しながら、自ら役割を見つけて行動する団体。

- みえ災害時多言語支援センター

- 公益財団法人三重県国際交流財団

毎月1回  
幹事会を開催

【設置実績(過去5年間)】

- 平成23年3月 東日本大震災支援
- 平成23年9月 台風12号紀伊半島大水害支援
- 平成25年9月 台風18号伊賀水害支援
- 平成26年8月 京都府福知山市・兵庫県丹波市水害支援
- 平成23年4月 熊本・大分地震支援

## 5. 設置・閉鎖基準

### 【設置基準】

- ① 県内で災害が発生し、県内に現地センターが設置された場合  
又は常設のセンターが災害時体制へ移行した場合
- ② 県内に震度6弱以上の地震が発生した場合
- ③ 幹事団体が開催する臨時会で設置決議があった場合

### 【閉鎖基準】

- ① 県内の現地センターがすべて閉鎖するとき、又は常設のセンターが平常時体制へ移行したとき
- ② 復旧活動において、支援センターの役割が概ね終了したと幹事団体が判断したとき

## 官民協働 運営

## 2. 活動内容

### 【県内での災害が発生した場合】

市町単位を目安に設置される現地災害ボランティアセンター(以下、「現地センター」という。)を県域で後方支援するために設置し、県災害対策本部や県内の関係機関、また県外のボランティアネットワークや関係機関との連携・調整や、県内外のさまざまな情報の受発信などの支援を行う役割を担う。

### 【県外での災害発生時】

三重県からの支援にかかる被災地との調整や、三重県から被災地に向かうボランティアに対する情報提供を行い、被災地においてボランティア活動が広く展開されるよう支援する役割を担う。

### ＜具体的な活動内容＞

各種団体との連携や情報収集及び提供、ボランティア募集・派遣(ボラパック)、スタッフの募集・派遣、運営のための資機材の調達、活動資金の募金・支援など

平時の事務局は、三重県  
男女共同参画・NPO課

## 3. 設置場所

原則として、支援センターはアスト津3階の「みえ県民交流センター」内に設置する。

なお、アスト津3階が被災し、支援センター設置が不可能なときは、幹事団体間で協議し、設置場所を決定する。



# みえ災害ボランティア支援センターの概要(2/3)

## 6. 設置までの主な流れ

【初動期(目安:発災直後～発災後48時間以内)】

- (1) 被害情報の収集と共有(被災状況の全体像の把握)
- (2) アスト津へ参集  
幹事団体は、設置基準に基づき、支援センターの設置が決定又は見込まれる段階で、みえ県民交流センターへ、原則2名以上の職員を参集させる。ただし、みえ県民交流センターが被災し、利用できない又はその恐れがある場合については、三重県庁環境生活部へ参集させる。

(3) 臨時会の開催

参集した幹事団体及び協力団体は、支援センターの設置等について検討し、決定する。なお、各幹事団体は、団体としての意思表示が可能なる者も参加することとし、合意形成に努める。

(4) マスコミへの情報発信(支援センター長が情報発信する)

(5) 業務計画の策定

支援センター長は、「(3)臨時会の開催」時に検討、決定した事項を参考に、業務計画(活動期間、活動内容、必要なボランティアの見積もり数、資金の調達計画、情報受発信の計画等)を早急に策定する。

【活動期】

(6) 活動の開始

支援センター長は、活動状況等を定期的にマスコミ等へ情報発信する。支援センター及び各幹事団体は、活動状況等を情報共有する。

(7) 体制の強化

支援センター長は、必要に応じ幹事団体に対して事務局体制の強化を要請する。

【閉鎖期】

(8) 閉鎖の検討

幹事団体及び支援センター長は、閉鎖基準に基づき閉鎖の時期を検討する。また、支援センター長は、可能な限り、現地センターの責任者の意向を事前に確認する。

(9) 閉鎖の決定

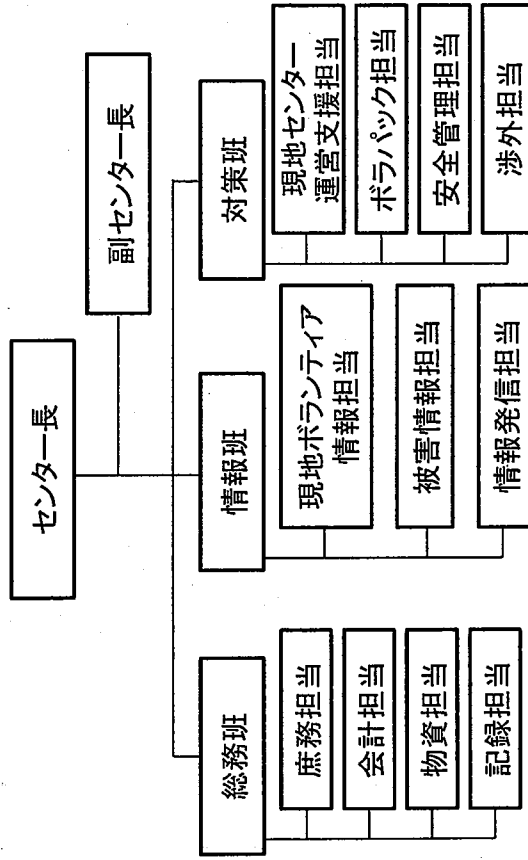
(10) 閉鎖後

幹事団体は、残務整理及び活動報告書等を作成するとともに、運営上の課題等を整理し、情報共有することによって、今後の運営に活かす。

## 7. 主な業務と基本的な体制

支援センターの基本的な組織・体制は、次のとおりとし、必要に応じて担当を追加したり、省略したりする。

支援センターの運営方針や事業企画にあたっては、幹事団体と連携を図りながら進める。



【総務班の役割】

支援センターの運営に伴う資金及び物資等の確保・管理、支援センター及びボランティアの活動の記録等、支援センター運営の総務全般を所掌する。

【情報班の役割】

被災地の被害情報や現地センターの現状及びニーズを把握し、被災地及び現地センターを支援する対策の検討に資する情報収集全般を所掌する。

【対策班の役割】

現地センター等との調整、現地への人材の派遣及び物資の供給、ボラパックの募集・派遣、現地活動の安全管理にかかわる助言並びに関係機関との連絡・調整等、被災地及び現地センターを支援するために必要な対策全般を所掌する。

## 【参考】平成28年熊本・大分地震支援みえ災害ボランティア支援センターの概要(3/3)

### 1. 設置までの経緯等

- ◆ 4月21日および25日に幹事団体による臨時会を開催し、みえ災害ボランティア支援センターの設置を決定。
- ◆ 4月27日から官民協働による平成28年熊本・大分地震支援「みえ災害ボランティア支援センター」を開設。

### 2. 体制等

- ◆ センター長：山本康史（特定非営利活動法人みえ防災市民会議議長）
- ◆ 副センター長：服部秀二（社会福祉法人三重県社会福祉協議会事務局次長兼福祉研修人材部部长）
- ◆ 事務局：三重県環境生活部男女共同参画・NPO課
- ◆ 活動期間：平成28年10月末頃まで
- ◆ 設置場所：みえ県民交流センター

### 3. 活動内容

#### 【活動内容】

- ・ ボランティア活動についての相談・情報提供（問い合わせ・相談件数85件<7月21日現在>）
  - ・ 被災地内外に設置された災害ボランティア支援組織との連絡調整
  - ・ 災害ボランティア活動支援金の募集
  - ・ 災害ボランティア活動費の助成事業
  - ・ みえ災害ボランティア支援センターのHPやFacebook等を通じて、被災地におけるボランティア活動の方針や県内外における支援活動の状況等を随時発信。
- ※災害派遣等従事車両証明書発行（県男女共同参画・NPO課が発行、7月21日現在6件）

#### 【活動実績】

- ・ 5月3日から「平成28年熊本・大分地震支援災害ボランティア活動交通費等助成事業」の第1次募集を開始。
- ・ 5月11～14日まで現地のボランティア支援組織等の状況を把握するため、センター長他2名が熊本県・大分県へ現地入り。
- ・ 5月12日に「平成28年熊本・大分地震支援災害ボランティア活動交通費等助成事業」の第1次募集を予算額に達したため終了。（予算額100万円、申込49名（個人16、団体・グループ6））
- ・ 5月27日から「ボランティア活動支援金」の募集を開始。（目標額100万円、10件251,853円<7月7日現在>）
- ・ 6月5日に「第1回熊本・大分地震支援活動報告会—三重県からできることを考えよう—」を開催。（参加者54名）
- ・ 6月14日から「平成28年熊本・大分地震支援災害ボランティア活動交通費等助成事業」の第2次募集の受付を開始。
- ・ 7月15日に「平成28年熊本・大分地震支援災害ボランティア活動交通費等助成事業」の第2次募集を終了。（予算額50万円、申込13名（個人11、団体・グループ1））
- ・ 7月20日から「平成28年熊本・大分地震支援災害ボランティア活動交通費等助成事業」の第3次募集を開始。（日本財団助成事業）

## 災害時NPO活動支援事業継続支援活動補助金実施要領の改正について

## 1 改正理由

現行の実施要領においては、対象となる活動が県内での災害時に限定されており、例えば、平成28年4月に発生した熊本地震のような県外での大規模災害時において、三重県から現地で支援活動を行いたいと考えるNPO等に対しては、当該補助金による支援が行えない状態である。

近年、毎年のように県内外において大規模災害が発生しており、また、三重県内で災害が発生した場合に県内外の多くのNPO等から支援を受けることが想定されることから、県内のNPO等が実施する県外での大規模災害時における支援活動を支援する必要がある。

## 2 改正内容

## (1) 対象となる活動

「県内の災害支援」から「県内外の災害支援」へ対象となる活動を拡充。

## (2) 対象団体

対象となる活動を「県内の災害支援」から「県内外の災害支援」へ拡充することに伴い、対象団体の要件を次のとおり整理する。

対象団体／対象活動	三重県内の災害支援	三重県外の災害支援
三重県内に主たる活動拠点があるNPO等	○	○
三重県外に主たる活動拠点があるNPO等	○	×

(「○」は、当該補助金の対象となる活動、「×」は対象外となる活動)

## (3) 対象となる経費

「県内の被災地又は被災者支援に要する経費」から「県内外の被災地又は被災者支援に要する経費」へ対象となる経費を拡充。

## (4) 第3号様式活動計画書の簡素化

「2 活動の背景」と「6 活動が可能な地域」の項目については、記載を求める必要性が高くないと考えられることから削除。

## 3 災害時NPO活動支援事業継続支援活動補助金実施要領新旧対照表

上記「1 改正理由」および「2 改正内容」をふまえた実施要領の新旧対照表は、次のとおり。

新(改正後)	旧(改正前)
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(対象となる団体)</p> <p>第3条 この補助金の対象となる団体は、災害時に支援活動を行うNPOとし、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。</p> <p>一 当該補助金の支援の対象となる災害において、被災地又は被災者支援の活動実績があること。</p> <p>二 継続的に活動することができる体制があること。</p> <p>三 定款又は規約等の書類が整備され、組織化された団体であること。</p> <p>四 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。</p> <p>五 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。</p> <p>六 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱別表に掲げる一に該当しないこと。</p> <p><u>2 三重県外での災害時においては、前項に掲げる全ての要件に加え、次の要件を満たすものとする。</u></p> <p>一 <u>県内に主たる活動拠点があること。</u></p> <p>(対象となる活動)</p> <p>第4条 この補助金の交付の対象となる活動は、次の各号をすべて満たすものとする。</p> <p>一 <u>県内外で災害が発生した場合に実施する被災地又は被災者にとって効果的な支援活動であること。</u></p> <p>二 <u>県内外の被災地又は被災者のニーズや課題に応じた活動であること。</u></p> <p>三 <u>県内外の被災地の災害対策本部や災害ボランティアセンター等と必要な連携を図り行う活動であること。</u></p> <p>四 <u>1か月以上、実活動日数10日以上県内外で行う活動であること。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる活動については、対象外とする。</p> <p>一 営利を目的とした活動</p> <p>二 特定の政党若しくは政治的団体又は宗</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(対象となる団体)</p> <p>第3条 この補助金の対象となる団体は、災害時に支援活動を行うNPOとし、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。</p> <p>一 当該補助金の支援の対象となる災害において、被災地又は被災者支援の活動実績があること。</p> <p>二 継続的に活動することができる体制があること。</p> <p>三 定款又は規約等の書類が整備され、組織化された団体であること。</p> <p>四 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。</p> <p>五 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。</p> <p>六 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱別表に掲げる一に該当しないこと。</p> <p>(対象となる活動)</p> <p>第4条 この補助金の交付の対象となる活動は、次の各号をすべて満たすものとする。</p> <p>一 県内で災害が発生した場合に実施する県内の被災地又は被災者にとって効果的な支援活動であること。</p> <p>二 県内の被災地又は被災者のニーズや課題に応じた活動であること。</p> <p>三 県内被災地の災害対策本部や災害ボランティアセンター等と必要な連携を図り行う活動であること。</p> <p>四 1ヶ月以上、実活動日数10日以上県内で行う活動であること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる活動については、対象外とする。</p> <p>一 営利を目的とした活動</p> <p>二 特定の政党若しくは政治的団体又は宗</p>

教のための活動

(対象となる経費)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費については、補助金の交付対象事業の実施に直接要するもので、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 県内外の被災地又は被災者支援に要する経費
- 二 その他活動に必要な経費で知事が認めたもの

(略)

附則

この要領は、平成27年11月11日から施行する。

この要領は、平成28年 月 日から施行する。

(略)

第3号様式 (災害時NPO活動支援事業継続支援)

活動計画書

団体名

1 概要

(被災地又は被災者のために対応する課題や活動の目的、活動内容の要点を記載してください)

2 活動内容

(1) 活動(支援)の対象者

(2) 活動内容

(どのような活動をどのように行うのか、記載してください。)

(3) 活動スケジュール

3 想定される活動の成果

4 災害時の活動体制

(統括責任者、連絡責任者、現場責任者、経理担当者など具体的に記載してください。また、情報共有や連携する相手方とその内容・役割分担等を記載してください。)

(注) A4版であれば、複数枚になっても結構です。参考となる資料があれば、添付してください。

教のための活動

(対象となる経費)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費については、補助金の交付対象事業の実施に直接要するもので、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 県内の被災地又は被災者支援に要する経費
- 二 その他活動に必要な経費で知事が認めたもの

(略)

附則

この要領は、平成27年11月11日から施行する。

(略)

第3号様式 (災害時NPO活動支援事業継続支援)

活動計画書

団体名

1 概要

(被災地又は被災者のために対応する課題や活動の目的、活動内容の要点を記載してください)

2 活動の背景

(支援活動を計画するに至った経緯や背景について記載してください)

3 活動内容

(1) 活動(支援)の対象者

(2) 活動内容

(どのような活動をどのように行うのか、記載してください。)

(3) 活動スケジュール

4 想定される活動の成果

5 災害時の活動体制

(統括責任者、連絡責任者、現場責任者、経理担当者など具体的に記載してください。また、情報共有や連携する相手方とその内容・役割分担等を記載してください。)

6 活動が可能な地域

(注) A4版であれば、複数枚になっても結構です。参考となる資料があれば、添付してください。



## 災害時NPO活動支援事業 継続支援活動補助金 実施要領（改正案）

### （趣旨）

第1条 この要領は、三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金実施要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項第1号の事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （目的）

第2条 この補助金は、災害時に発生する多様なニーズに対応するため、特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人等の民間非営利団体（以下「NPO」という。）が継続的に取り組む被災地又は被災者に対する支援活動を支援することにより、災害からの早期の復旧・復興を図ることを目的とする。

### （対象となる団体）

第3条 この補助金の対象となる団体は、災害時に支援活動を行うNPOとし、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- 一 当該補助金の支援の対象となる災害において、被災地又は被災者支援の活動実績があること。
- 二 継続的に活動することができる体制があること。
- 三 定款又は規約等の書類が整備され、組織化された団体であること。
- 四 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- 五 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- 六 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱別表に掲げる一に該当しないこと。

2 三重県外での災害時においては、前項に掲げる全ての要件に加え、次の要件を満たすものとする。

- 一 県内に主たる活動拠点があること。

### （対象となる活動）

第4条 この補助金の交付の対象となる活動は、次の各号をすべて満たすものとする。

- 一 県内外で災害が発生した場合に実施する県内の被災地又は被災者にとって効果的な支援活動であること。
- 二 県内外の被災地又は被災者のニーズや課題に応じた活動であること。
- 三 県内外の被災地の災害対策本部や災害ボランティアセンター等と必要な

連携を図り行う活動であること。

四 1ヶ月以上、実活動日数10日以上県内外で行う活動であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる活動については、対象外とする。

- 一 営利を目的とした活動
- 二 特定の政党若しくは政治的団体又は宗教のための活動

(対象となる経費)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費については、補助金の交付対象事業の実施に直接要するもので、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 県内外の被災地又は被災者支援に要する経費
- 二 その他活動に必要な経費で知事が認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費については、対象外とする。

- 一 他の公的機関や民間の団体の助成を受ける経費
- 二 団体の経常的な人件費や運営費
- 三 個人の所有となる物品や個人の食糧費等
- 四 取得価格が5万円以上の備品（但し前項第2号のものを除く）

(補助金の額)

第6条 この補助金の額は、一交付申請あたり、30万円を上限とする。

(交付申請)

第7条 第4条第1号に定める事業を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、災害時NPO活動支援事業継続支援活動補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

- 一 団体概要書（第2号様式）
- 二 活動計画書（第3号様式）
- 三 収支予算書（第4号様式）
- 四 団体の定款又は規約
- 五 役員等一覧表（第5号様式）
- 六 その他、知事が必要と認める書類

2 申請者は、前項の申請をする場合において、複数の事業に係る申請を同時期にすることはできない。



(交付の決定)

第8条 知事は、前条の申請があったときは、別に定める選定要領に基づき、交付団体を選定するものとする。

2 知事は、前項の選定にあたっては、必要に応じて、要綱第5条の規定に基づいて設置される「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金運営委員会」の委員を含む有識者等の意見を求めるものとする。

3 知事は、第1項により交付団体を選定し、補助金の交付を決定すべきと認めるときは、速やかにその決定の内容を補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

4 知事は、前項の交付決定にあたっては、必要に応じ条件を付し、申請に係る事項に修正を加えることができる。

(申請の取下げ)

第9条 補助金の交付を申請したものは、前条第3項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付けられた条件に不服があるときは、知事が定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付)

第10条 知事は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、第8条第3項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができるものとする。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、補助金概算払（精算払）請求書を知事に提出するものとする。

(事業の変更)

第11条 補助事業者は、当該補助金の交付となった事業の内容を変更しようとするとき又は中止しようとするときは、あらかじめ変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 知事は、前項の承認をする場合においては、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、知事の求めがあったときは、事業の遂行状況について知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から起算して30日以内又は補助事業を実施した会計年度の3月25日のいずれか早い期日までに、災害時NPO活動支援事業継続支援活動実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 活動報告書（第7号様式）
- 二 収支報告書（第8号様式）
- 三 活動日報
- 四 領収書等経費の支出を証する書類又はその写し
- 五 その他、知事が必要と認める資料

- 2 知事は、前項の書類の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助事業の実績が適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 3 前項により額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の請求を行うものとする。
- 4 補助事業者は、第10条により交付を受けた補助金に残額が生じたときは、知事が定める期日までにその残額を返還するものとする。

(交付決定の取消)

第14条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- 二 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- 三 前2号に掲げる場合のほか、本要領、補助金の交付決定の内容及びこれに付けた条件に違反したとき。

- 2 前項の規定は、前条第2項の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 知事は、第1項の規定より補助金の交付の決定を取り消したときは、理由を付してその旨を当該補助事業者に通知するものとする。

(返還)

第15条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合に

において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部または一部を、期限を定めて当該補助事業者に戻還させるものとする。

#### (財産の管理)

第16条 補助事業者は、事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）のうち価額が5万円以上のものについては、知事の承認を受けないで、事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該取得財産等の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。

#### (書類の保管)

第17条 補助事業者は、事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管するものとする。

#### (情報公開)

第18条 補助事業者は、事業の成果について、当該団体のホームページや広報物において、広く県民に情報を公開するものとする。  
2 補助事業者は、知事が事業に関する情報公開を行うときは、必要な協力をしなければならない。

#### (補助金の財源)

第19条 この補助金は、一般会計歳入歳出予算に計上して造成した三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金のうち、寄附金及び当該寄附金の運用から生ずる収益等を財源とする。

#### (その他)

第20条 当該補助金の交付に関しては、この要領及び三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項は知事が定める。

#### 附則

この要領は、平成27年11月11日から施行する。

この要領は、平成28年 月 日から施行する。

(参考)

### 補助対象となる経費に関する基準

補助対象経費は、その費用の項目別に下記のとおりとする。

項目	補助対象となる経費	補助対象とならない経費
報酬、賃金	被災地で支援活動にかかわるスタッフ及び団体本部で補助事業の運営に関わる必要不可欠なスタッフの人件費 ※団体の給与基準に基づく額とする。	団体の経常的な運営にかかるスタッフの人件費
共済費	同上にかかる法定福利費	同上にかかる法定福利費
報償費	外部の専門家や通訳、ボランティアコーディネータ等への謝金※原則1日あたり1万円を上限とする。上限額を上回る場合は、根拠資料要。	
旅費	支援活動に必要な交通費、ガソリン代(被災地までの交通費等含む)、宿泊費(食費除く)	
需用費	支援活動に必要な物品、資材、消耗品の購入費等、印刷製本費	団体の経常的な運営にかかる消耗品で、支援活動に要したものと判断が困難なもの。 個人所有となる被服費等
保険料	ボランティア等の保険料	
通信運搬費	支援活動に必要な通信費、資材等の輸送費、事業経費の振込手数料等	個人名義の携帯電話等に関する通信費、支援活動に要したものと判断が困難なもの
委託料	ボランティアバスの運行委託料等	
使用料、賃借料	支援活動に必要な機器リース料、レンタカー、会場使用料、コピー使用料等	
備品購入費 (購入金額5万円以上の備品)	支援活動に必要な不可欠な機材等の購入 ※知事の事前承認が必要。原則、必要な機材等は、平常時に団体の負担により整備するものとする。	
その他	その他、支援活動にかかるもので、知事が認めたもの ※実施期間終了後の支払いにかかる経費については、実施期間中に要したものと認められるものは対象	団体の運営及び維持のために要する経常経費 事業の実施に直接必要とは認められない団体の活動経費 交付決定前の依頼・支出にかかる経費

## 災害時NPO活動支援事業継続支援活動補助金交付申請書

平成 年 月 日

三重県知事 へ

(団体名)  
(代表者職氏名)

印

(担当者職氏名)  
(連絡先)  
(Email)

災害時NPO活動支援事業継続支援活動補助金実施要領第7条の規定により、関係書類を添えて申し出します。

### 記

1 支援活動名 「 」

2 必要経費 【 円 】

### 3 添付書類

- (1) 団体概要書
- (2) 活動計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 団体の定款又は規約
- (5) 役員等一覧表
- (6) その他参考となる資料（団体紹介パンフレット、活動実績、防災訓練・研修等の実績がわかる資料等）

4 提出部数（正本1部）

## 団 体 概 要 書

（平成 年 月作成）

団 体 の 種 類	<input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 協同組合 <input type="checkbox"/> 任意団体（法人格なし） <input type="checkbox"/> その他（                      ）		
（ふりがな） 団 体 名			
代表者職・氏名			
活 動 拠 点	〒		
連 絡 先 等	電 話		F A X
	E-mail		
	H P		
団体設立年月日	年            月	会員数 （社員数）	人
事 務 局 体 制	有給常勤            名	有給非常勤            名	無給            名
活 動 目 的			
主たる活動地域			
主な活動実績  <small>※活動内容がわかる          ブログなどがあれば、URLを記載し          てください。</small>			

（注）A4版であれば、複数枚になっても結構です。

団体の概要や活動状況がわかるパンフレットや資料などがある場合は、添付してください。

# 活動計画書

団体名 \_\_\_\_\_

## 1 概要

（被災地又は被災者のために対応する課題や活動の目的、活動内容の要点を記載してください）

## 2 活動の背景

（支援活動を計画するに至った経緯や背景について記載してください）

## 2 活動内容

（1）活動（支援）の対象者

（2）活動内容

（どのような活動をどのように行うのか、記載してください。）

（3）活動スケジュール

## 3 想定される活動の成果

## 4 災害時の活動体制

（統括責任者、連絡責任者、現場責任者、経理担当者など具体的に記載してください。また、情報共有や連携する相手方とその内容・役割分担等を記載してください。）

## 6 活動が可能な地域

（注）A4版であれば、複数枚になっても結構です。参考となる資料があれば、添付してください。

## 収 支 予 算 書

団体名 \_\_\_\_\_

【収入】

収入	金額 (単位：円)	積算根拠（数量、単価など）
補助金		
収入計		

【支出】

支出	金額 (単位：円)	積算根拠（数量、単価など）
支出計		





## 災害時NPO活動支援事業継続支援活動実績報告書

平成 年 月 日

三重県知事 あて

(団体名)  
(代表者職氏名)

印

(担当者職氏名)  
(連絡先)  
(Email)

災害時NPO活動支援事業継続支援実施要領第13条の規定により、関係書類を添えて報告します。

### 記

1 支援活動名 【 】

2 支出経費実績（精算）額 【 円 】

### 3 添付書類

- (1) 活動報告書
- (2) 収支報告書
- (3) 活動日報
- (4) 領収書等経費の支出を証する書類又はその写し
- (5) その他参考となる資料（広報資料、写真等）

# 活動報告書

団体名

## 1 事業の成果の概要

## 2 活動内容とその成果

（活動地域、支援対象・人数、計画どおりに実施された点、うまくいった点、うまくいかなかった点及びその理由など記載してください）

## 3 実施体制

（活動人数や連携団体、うまくいった点、いかなかった点及びその理由など記載してください）

## 4 その他（今後の活動への教訓や今後の取組など）

（注）A4版であれば、複数枚になっても結構です。参考となる資料があれば、添付してください。

## 収 支 報 告 書

団体名 \_\_\_\_\_

【収入】

収入	金額 (単位：円)	積算根拠（数量、単価など）
補助金		
収入計		

【支出】

支出	金額 (単位：円)	積算根拠（数量、単価など）
支出計		

※ 領収書、レシート等経費の支出を証する書面又はその写しを添付してください。

※ 領収書の宛先は、団体あてのものに限ります。





# 災害時NPO活動支援事業 継続支援活動補助金の概要について<現行>

## 1. 背景・目的

○大規模災害時に長期間にわたり支援を行う団体にとって、多くの場合、財政基盤は脆弱であり、活動期間が長期化するほど財政基盤が弱くなる傾向にあるため、継続的に活動ができるよう支援する必要がある。

○災害時に発生する多様なニーズに対応するため、特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人等の民間非営利団体(以下「NPO」という。)が継続的に取り組む被災地又は被災者に対する支援活動を支援することにより、災害からの早期の復旧・復興を図る。

## 2. 対象団体

対象団体は、災害時に支援活動を行うNPOとし、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- ①当該補助金の支援の対象となる災害において、被災地又は被災者支援の活動実績があること。
- ②継続的に活動することができる体制があること。
- ③定款又は規約等の書類が整備され、組織化された団体であること
- ④宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- ⑤特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- ⑥本県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱別表に掲げる一に該当しないこと。

【対象外活動】

営利を目的とした活動、特定の政党若しくは政治的団体又は宗教のための活動

## 3. 対象となる活動

対象となる活動は、次の要件をすべて満たすものとする。

- ①県内で災害が発生した場合に実施する県内の被災地又は被災者にとって効果的な支援活動であること。
- ②県内の被災地又は被災者のニーズや課題に応じた活動であること。
- ③県内外の被災地の災害対策本部や災害ボランティアセンター等と必要な連携を図り行う活動であること。
- ④1か月以上、実活動日数10日以上県内で行う活動であること。

## 4. 補助金額

一交付申請あたり30万円を上限

## 5. 対象経費

対象経費は、交付対象事業の実施に直接要するもので、次のとおりとする。

- ①県内の被災地又は被災者支援に要する経費
  - ②その他活動に必要な経費で知事が認めたもの
- ＜具体例＞

- ★ボランティアスタッフの旅費、保険料など
- ★支援活動に必要な資材の購入費(例:泥かき作業の場合、スコップや長靴、土嚢袋など)
- ★機器リース、レンタカー・会場・コピー等の使用料 など

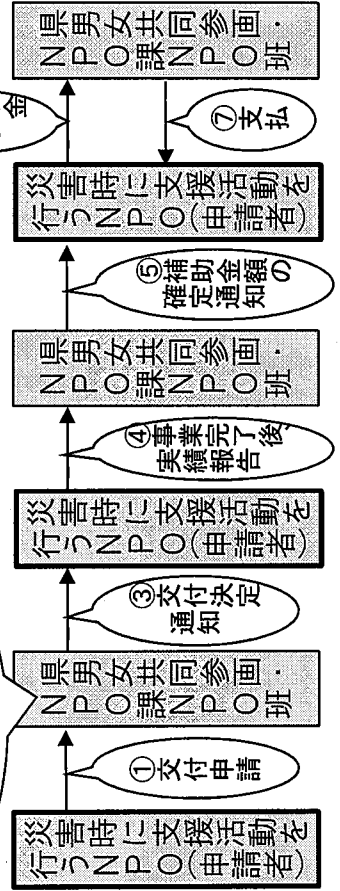
【対象外経費】

①他の公的機関や民間の団体の助成を受ける経費、②団体の経常的な人件費や運営費、③個人の所有となる物品や個人の食糧費等、④取得価格が5万円以上の備品(知事が認めたものを除く)

## 6. 申請から交付・支払までの流れ

②選定要領に基づき交付団体を選定。  
※必要に応じて有識者に意見を求める。

※補助金の全部又は一部を概算払による交付可能。  
※複数事業に係る申請を同時期にすることはできない。







## 災害時NPO活動支援事業継続支援活動補助金選定要領（案）

### （目的）

第1条 この要領は、災害時NPO活動支援事業継続支援活動補助金実施要領第8条に基づき、交付団体を選定することに関し必要な事項を定める。

### （選定業務）

第2条 選定は、男女共同参画・NPO課職員による審査をもって決定する。

2 前項の審査にあたっては、第3条第1項の審査基準項目について採点を行う。

3 第1項の選定にあたっては、必要に応じて、「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金運営委員会」の委員を含む有識者等の意見を求めるものとする。

### （審査）

第3条 審査にあたっては、次の審査基準項目に基づき、交付団体の選定を行う。

審査基準項目	審査の視点	配点
①ニーズ・課題把握	被災地又は被災者のニーズや課題についての的確に把握しているか。	20
②有効性	被災地又は被災者にとって効果的な活動であるか。	25
③支援力	被災地又は被災者の支援に必要なノウハウを有しているか。	20
④継続性	活動内容は地域の支援機関と連携した継続性のある取組か。	25
⑤予算の妥当性	事業の実施に必要な経費を適切に見積もっているか。	10

### （補足）

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、男女共同参画・NPO課で決定する。

附 則 この要領は、平成28年 月 日から適用する



別紙1

三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金

## 災害時NPO活動支援事業【緊急支援活動】協定団体募集要項（案）

## 1 趣旨・目的

- 三重県内で災害が発生した場合において、災害からの早期の復旧復興のため、「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」を活用して、NPOが行う専門性やノウハウを生かした被災地・被災者支援活動を支援します。
- 災害時に発生するさまざまなニーズに迅速に対応するため、事前に三重県とNPOが災害時活動協定を締結します。
- 災害発生時には、三重県からの要請を受けて、協定団体は速やかに災害支援活動を実施するとともに、三重県は協定団体に資金支援を行います。

## 2 対象となる団体

- 次の（１）から（１２）の全ての要件を満たす団体とします。
  - （１）災害時に支援活動を行う特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人等の民間非営利団体（以下「NPO」という。）であること。法人格の有無は問いません。
  - （２）三重県内に活動拠点があること。
  - （３）過去の災害において被災地・被災者支援の活動実績があるなど、支援のノウハウを有していること。
  - （４）県全域又は複数の圏域において活動することができること。圏域とは、概ね地域防災総合事務所・地域活性化局管内（桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊賀、南勢志摩、紀北、紀南）を単位とします。
  - （５）三重県又は県内市町等の総合防災訓練や災害支援にかかる研修等に参加し、平常時から災害時に備えた人材育成と関係づくりに取り組んでいること。
  - （６）ホームページ等の広報媒体を有し、情報発信が随時実施できること。
  - （７）迅速かつ継続的に活動することができる体制があること。
  - （８）設立後１年を経過し、１事業年度以上活動を行っている団体であること。
  - （９）定款又は規約等の書類が整備され、組織化された団体であること。
  - （１０）宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
  - （１１）特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
  - （１２）「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」別表第１に掲げる要件に該当しないこと。

### 3 対象となる活動

- 対象となる活動は、次の（１）から（６）の全ての要件を満たす活動とします。
  - （１）県内で災害が発生した場合に実施する被災地、被災者にとって効果的な支援活動であること。
  - （２）専門性を有し、住民同士の共助では対応が難しい活動であること。
  - （３）被災地の災害対策本部やボランティアセンター等と必要な連携を図り行う活動であること。
  - （４）災害発生直後から概ね２か月間に行う活動であること。（被災状況により期間は延長することがあります。）
  - （５）営利を目的とする活動でないこと。
  - （６）特定の政党若しくは政治的団体又は宗教のための活動でないこと。

#### ※対象となる活動の例

- ・身体、視覚、聴覚、精神、知的、発達などの障がいのある方や介護が必要な方の安否確認、受入施設の調整、生活支援、専門家やヘルパー派遣、相談
- ・外国人住民への多言語情報提供、相談、通訳等の派遣
- ・子どもの居場所づくり、心のケア、学習支援、遊び支援
- ・妊婦、母子の一時避難支援、相談
- ・アレルギーや難病などの方への生活支援、相談
- ・避難所での栄養指導、心やからだの健康相談、傾聴
- ・支援活動団体の連携、コーディネート、被災者支援情報の提供
- ・重機等を用いて行う瓦礫や流木撤去

#### ※対象外の活動の例

- ・一般住民を対象とする炊き出しやボランティアバスの運行

### 4 対象経費及び上限額、協定団体選定数

- 対象経費は、活動の実施に直接要する「被災地・被災者支援に要する経費」及び「被災状況等の調査に要する経費」です。詳細は別紙を参照してください。
- 以下の経費は対象外とします。
  - （１）他の公的機関や民間の団体等の助成を受ける経費
  - （２）団体の経常的な人件費や運営費
  - （３）個人の所有となる物品や個人の食糧費等
- 上限額 120万円（消費税及び地方消費税を含む）
- 協定団体選定数 3団体以内

## 5 応募方法

- 県関係課との事前意見交換
  - ・災害時支援活動の申出を行う団体は、事前に県関係課と事業計画や災害時に必要とされる支援活動等について意見交換を行い、県が行う災害支援活動との連携や役割分担等について確認してください。
  - ・意見交換結果は、県関係課が、下記提出書類の（４）県関係課意見書（第４号様式）に記載するものとします。
  - ・県関係課が不明な場合は、平成２８年１０月１４日（金）までに三重県環境生活部男女共同参画・NPO課NPO班へご連絡ください。
  
- 申込期限  
平成２８年１０月３１日（月）１７時必着
  
- 提出書類  
下記の（１）から（９）の書類をセットにして、正本１部、副本６部を下記申込先へ持参又は郵送してください。
  - （１） 災害時緊急支援活動実施申出書（第１号様式）
  - （２） 団体概要書（第２号様式）
  - （３） 活動計画書（第３号様式）
  - （４） 県関係課意見書（第４号様式）
  - （５） 収支予算書（第５号様式）
  - （６） 団体の定款又は規約
  - （７） 役員等一覧表（第６号様式）
  - （８） 直近１か年の事業報告書及び収支決算書（活動計算書）、事業計画書及び収支予算書（活動予算書）又はこれに準ずる資料
  - （９） その他参考になる資料（団体紹介パンフレット、活動実績が分かる資料等）
  
- ~~説明会の開催~~
  - ・~~当該事業にかかる説明会を下記のとおり開催します。出席予定者は、開催日前日までに下記申込先まで申込をお願いします。~~
  - ・~~説明会への出席は、申込にかかる必須要件ではありません。~~  
平成２７年８月下旬～９月上旬 午後７時～ 津市内
  
- ~~申込先~~  
~~三重県環境生活部男女共同参画・NPO課 NPO班~~

## 6 選定の方法

### ○ 選定

提出書類及びプレゼンテーションの内容をふまえ、下記の評価基準に基づいて、「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金運営委員会」運営委員が審査を行い、その意見を参考に県が協定団体候補者を決定します。

選定においては、地域及び分野を考慮して選定することがあります。

### ○ 公開プレゼンテーション

(1) 日時 平成28年12月5日(月) ※時間等の詳細は、後日通知します。

(2) 場所 みえ県民交流センターミーティングルーム  
(津市羽所町700番地アスト津3階)

### ○ 評価基準

- (1) 課題把握 (災害時の課題が的確に把握されているか)
- (2) 活動内容・有効性 (課題解決に効果的な取組か、専門性のある活動か)
- (3) 事業の実現性 (支援のノウハウがあるか、実施体制は十分か)
- (4) 情報の収集・発信 (支援に必要な情報収集・発信が可能か)
- (5) 予算の妥当性

## 7 選定後の流れ

### ○ 協定に関する協議

協定団体候補者と、県(男女共同参画・NPO課及び関係課)は、協定の詳細について協議します。

### ○ 協定締結 平成29年1月(予定)

### ○ 災害発生時

- (1) 三重県は協定書に基づき、協定団体へ支援活動を要請し、協定団体は支援活動を実施します。
- (2) 三重県は、協定団体の請求に基づき、必要な経費を概算払いで支払います。
- (3) 協定団体は、活動終了後、実績報告書(活動報告書、収支報告書、活動日報)(第7号様式から第9号様式等)を提出し、経費の精算を行います。

### ○ 平常時

- ・協定団体は、毎年1回活動状況の報告を行うとともに、翌年度の事業計画書を提出します。
- ・県と協定団体は、協定にかかる事業計画の協議(見直し)を必要に応じて行います。

## 8 留意事項

- 情報公開への同意  
審査過程の公平性及び透明性を高めるため、災害時緊急支援活動の概要、団体名を県ホームページ等により公表します。
  
- 協定団体の責務
  - (1) 災害時緊急支援活動の実績、成果等の情報公開を行います。
  - (2) 三重県や市町等が行う総合防災訓練や災害支援にかかる研修等に参加し、災害時に備えた人材育成を行います。
  - (3) 行政、社会福祉協議会、NPO、企業、自主防災組織等多様な主体として連携して災害支援活動が実施できるよう、平常時から情報共有やネットワークづくりを行います。
  - (4) 県が行う災害支援事業の普及啓発・検証のためにご協力いただきます。
  - (5) 三重県個人情報保護条例、三重県会計規則、災害時NPO活動支援事業【緊急支援活動】実施要領、その他法令に基づき、事業を適正に行うものとします。
  
- 不適合事項  
次のいずれかに該当するときは、その者の申出は無効とします。
  - (1) 申出する資格のない者が申出したとき
  - (2) 申出者が他人の申出の代理をしたとき
  - (3) 申出に際して事実と反する申出書を記載するなどの不正行為があったとき
  - (4) 提出書類が提出期限を越えて提出されたとき
  - (5) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び申出者に求められる義務を履行しなかったとき

### お問い合わせ・申込先

三重県環境生活部男女共同参画・NPO課NPO班 助中

〒514-0009 三重県津市羽所町700番地 アスト津3階

電話 059-222-5981 FAX 059-222-5984

Eメール seiknpo@pref.mie.jp

## 別紙

## 対象経費に関する基準

対象経費は、その費用の項目別に下記のとおりとする。

項目	対象となる経費	対象とならない経費
報酬、賃金	被災地で支援活動にかかわるスタッフ及び団体本部で事業の運営に関わる必要不可欠なスタッフの人件費 ※団体の給与基準に基づく額とする。	団体の経常的な運営にかかるスタッフの人件費
共済費	同上にかかる法定福利費	同上にかかる法定福利費
報償費	外部の専門家や通訳、ボランティアコーディネータ等への謝金 ※原則一人あたり1日1万円を上限とする。上限額を上回る場合は、根拠資料要。	
旅費	支援活動に必要な交通費、ガソリン代（被災地までの交通費等含む）、宿泊費（食費除く） ※被災地までの交通費は一人あたり1日3千円で積算してください。 ※ガソリン代は1km15円で積算してください。	
需用費	支援活動に必要な物品、資材、消耗品の購入費等、印刷製本費	団体の経常的な運営にかかる消耗品で、支援活動に要したものと判断が困難なもの 個人所有となる被服費等
通信運搬費	支援活動に必要な通信費、資材等の輸送費、事業経費の振込手数料等	個人名義の携帯電話等に関する通信費、支援活動に要したものと判断が困難なもの
使用料、賃借料	支援活動に必要な機器リース料、レンタカー使用料、会場使用料、コピー使用料等	
備品購入費 (購入金額5万円以上の備品)	支援活動に必要な不可欠な機材等の購入 ※知事の事前承認を要します。原則、必要な機材等は、平常時に団体の負担により整備するものとします。	
その他	その他、支援活動にかかるもので、知事が認めたもの ※実施期間終了後の支払いにかかる経費については、実施期間中に要したものと認められるものは対象となります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の運営及び維持のために要する経常経費</li> <li>・事業の実施に直接必要とは認められない団体の活動経費</li> <li>・知事の要請前の依頼・支出にかかる経費</li> <li>・ボランティア保険料</li> </ul>



## 災害時緊急支援活動実施申出書

平成 年 月 日

三重県知事 あて

(団体名)  
(代表者職氏名) 印  
  
(担当者職氏名)  
(連絡先)  
(Email)

災害時NPO活動支援事業【緊急支援活動】実施要領第6条の規定により、関係書類を添えて申し出します。

### 記

1 支援活動名 「 」

2 必要経費 【 円 】

### 3 添付書類

- (1) 団体概要書
- (2) 活動計画書
- (3) 県関係課意見書
- (4) 収支予算書
- (5) 団体の定款又は規約
- (6) 役員等一覧表
- (7) 直近1か年の事業報告書及び収支決算書(活動計算書)、事業計画書及び収支予算書(活動予算書)又はこれに準ずる資料
- (8) その他参考となる資料(団体紹介パンフレット、活動実績、防災訓練・研修等の実績がわかる資料等)

4 提出部数(正本1部、副本6部)

## 団 体 概 要 書

（平成 年 月作成）

団 体 の 種 類	<input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 協同組合 <input type="checkbox"/> 任意団体（法人格なし） <input type="checkbox"/> その他（                      ）		
（ふりがな） 団 体 名			
代表者職・氏名			
三重県内の 活 動 拠 点	〒		
連 絡 先 等	電 話		F A X
	E-mail		
	H P		
団体設立年月日	年            月	会員数 （社員数）	人
事 務 局 体 制	有給常勤            名	有給非常勤            名	無給            名
活 動 目 的			
主たる活動地域			
主な活動実績  ※平常時の活動実績 及び災害時の支援の 実績もあれば記載し てください。  ※活動内容がわかる ブログなどがあれば、 URLを記載し てください。			

（注）A4版であれば、複数枚になっても結構です。

団体の概要や活動状況がわかるパンフレットや資料などがある場合は、添付してください。

# 活動計画書

団体名 \_\_\_\_\_

## 1 概要

（災害時発生する課題や活動の目的、活動内容の要点を記載してください）

## 2 災害時に想定される課題

（課題に対する県内の取組状況などもふまえて記載してください）

## 3 活動の背景

（災害時緊急支援活動を計画するに至った経緯や背景について記載してください）

## 4 活動内容

（1）活動（支援）の対象者

（2）活動内容

（貴団体にどのような専門性やノウハウがあり、それらを生かして災害時の課題を解決するためにどのような活動をどのように行うのか、記載してください。）

### (3) 活動スケジュール

(発災後、概ね2か月間の活動スケジュールについて記載してください)

## 5 活動の成果

## 6 災害時の活動体制

(統括責任者、連絡責任者、現場責任者、経理担当者など具体的に記載してください。また、情報共有や連携する相手方とその内容・役割分担等を記載してください。)

## 7 活動が可能な地域

## 8 災害時に備えた平常時の取組内容

(平常時の人材育成や他の団体との関係づくり、マニュアル等の整備状況などについて記載してください。過去の防災訓練や研修の取組実績がわかる資料を添付してください)

(注) A4版であれば、複数枚になっても結構です。参考となる資料があれば、添付してください。

## 県関係課意見書

申請団体名 \_\_\_\_\_

■県関係課において記載してください。

県 関 係 課	
担当者所属氏名等	(課) (職・氏名) (連絡先)
当該事業計画に関する 県の取組状況 (市町の取組状況)	
事業計画に 対する意見	
意見記載日	

（事業計画に対する意見の記載例）

- ・当該事業については、災害時の課題に的確に対応しており、災害時に必要かつ効果的であると考えます。
- ・当該事業の実施にあたっては、〇〇とも連携して実施されたい。
- ・災害時には〇〇のような課題も想定されるため、〇〇についての取組も検討していただきたい。

## 収 支 予 算 書

団体名 \_\_\_\_\_

【収入】

収入	金額 (単位：円)	積算根拠（数量、単価など）
委託料		
収入計		

【支出】

支出	金額 (単位：円)	積算根拠（数量、単価など）
支出計		



## 災害時緊急支援活動実績報告書

平成 年 月 日

三重県知事 あて

(団体名)  
(代表者職氏名)

印

(担当者職氏名)  
(連絡先)  
(Email)

災害時NPO活動支援事業【緊急支援活動】実施要領第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

### 記

1 支援活動名 【 】

2 支出経費実績(精算)額 【 円 】

### 3 添付書類

- (1) 活動報告書
- (2) 収支報告書
- (3) 活動日報
- (4) 領収書等経費の支出を証する書類又はその写し
- (5) その他参考となる資料(広報資料、写真等)



# 活動報告書

団体名

## 1 事業の成果の概要

## 2 活動内容とその成果

（活動地域、支援対象・人数、計画どおりに実施された点、うまくいった点、うまくいかなかった点及びその理由など記載してください）

## 3 実施体制

（活動人数や連携団体、うまくいった点、いかなかった点及びその理由など記載してください）

## 4 その他（今後の活動への教訓や今後の取組など）

（注）A4版であれば、複数枚になっても結構です。参考となる資料があれば、添付してください。







# (記載例)

第1号様式

## 災害時緊急支援活動実施申出書

平成 年 月 日

三重県知事 あて

(団体名)  
(代表者職氏名)

印

(担当者職氏名)  
(連絡先)  
(Email)

災害時NPO活動支援事業【緊急支援活動】実施要領第6条の規定により、関係書類を添えて申し出します。

### 記

#### 1 支援活動名

「(〇〇を対象とした)災害時●●派遣(支援・提供・対応)事業  
(例)アレルギー疾患を持つ被災者・家族を対象とした相談員派遣事業」

#### 2 必要経費

【 1,200,000 円 】

県への申請金額のみを記載してください。

#### 3 添付書類

- (1) 団体概要書
- (2) 活動計画書
- (3) 県関係課意見書
- (4) 収支予算書
- (5) 団体の定款又は規約
- (6) 役員等一覧表
- (7) 直近1か年の事業報告書及び収支決算書(活動計算書)、事業計画書及び収支予算書(活動予算書)又はこれに準ずる資料
- (8) その他参考となる資料(団体紹介パンフレット、活動実績、防災訓練・研修等の実績がわかる資料等)

#### 4 提出部数(正本1部、副本6部)

# (記載例)

第2号様式 (災害時緊急支援)

## 団体概要書

(平成27年●月作成)

団体の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 特定非営利活動法人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 協同組合 <input type="checkbox"/> 任意団体 (法人格なし) <input type="checkbox"/> その他 ( )			
(ふりがな) 団体名	特定非営利活動法人○○○○			
代表者職・氏名	理事長 ○○○○			
三重県内の活動拠点	〒 団体の所在地、その他の活動拠点など			
連絡先等	電話	●●●-●●●-●●●●	FAX	●●●-●●●-●●●●
	E-mail	●●●●@●●●.●●●.●●		
	HP	http://www.●●●●.●●●●/		
団体設立年月日	●●●●年 ●月	会員数 (社員数)	●●●人	
事務局体制	有給常勤 ●●名    有給非常勤 ●●名    無給 ●●名			
活動目的	定款等の目的を記載 (例) アレルギー疾患患者・家族のQOL向上 及び アレルギー疾患への社会認知の向上			
主たる活動地域	「三重県全域」「四日市市・菰野町」等 日常的に活動している地域を記載 (例) 北勢地域 (桑名市、いなべ市、四日市市、木曾岬町、朝日町、川越町、東員町、菰野町)			
主な活動実績	申請団体として通常行っている活動実績については、活動の内容、場所、時期、受益者なども含めて記載。過去年度の事業報告などから転記していただいて構いません。 (例) アレルギー疾患患者会のネットワーク構築事業 アレルギー疾患患者の災害時要援護者登録推進事業 等  防災啓発活動 ・患者、家族会等を対象とした防災啓発講演会の開催 2009年度2件 2010年度3件 2011年度5件 2012年度4件 2013年度10件 2014年度8件 ・アレルギー疾患患者の安否報告システムの構築 2013年10月から登録開始 詳細は添付事業報告書参照  また、災害時に支援活動の実績があれば、時期、災害名、活動内容、体制などについて記載。 (例) 被災地支援活動 ・2011年3月～5月 東日本大震災 活動内容：被災アレルギー疾患患者へのアレルギーフリー非常食の提供 体制：理事長以下3名のスタッフ及び25名のボランティアで実施 (延べ215人・日) 詳細は当団体HPの報告ページ (http://○○○.com/saigai/) 参照			

(注) A4版であれば、複数枚になっても結構です。

団体の概要や活動状況がわかるパンフレットや資料などがある場合は、添付してください。

# (記載例)

第3号様式 (災害時緊急支援)

## 活動計画書

団体名 特定非営利活動法人〇〇〇〇

### 1 概要

(災害時発生する課題や活動の目的、活動内容の要点を記載してください)

災害時に発生する〇〇の課題を解決するため(○r課題解決に向けた取組を実施するため)、●●を対象にした△△活動を実施する。

(例) 日本では、全人口の1~2%、乳幼児に限れば約10%の方が何らかの食物アレルギーを持っていると云われています。それほど身近な疾患でありながら、一般での認知はまだ十分ではありません。

大規模災害時にはアレルギー疾患患者および家族は健常者より更に困難な状況になりますが、疾患への無理解や誤解により、なかなか必要な支援を受けられず孤立しやすいのが現状です。

このような現状を解決するため、災害直後から避難所を巡回してアレルギー疾患患者の安否確認とニーズの把握、必要な食料の提供などを行うと共に、行政や避難所運営者等にアレルギー等慢性疾患患者への配慮を促す啓発・避難所改善提案活動を行います。

### 2 災害時に想定される課題

(課題に対する県内の取組状況なども踏まえて記載してください)

〇〇は、災害時に、△△の点で◎◎が不足する(要望が高まる)ことが、■■の研究(実績)により確認されている(想定される)ため、▲▲に係る支援が一層求められることになる。当法人は、災害時に増大する〇〇の抱える××の課題を解決するため、〇〇を対象とした▲▲に係る支援活動を実施する。

災害時には、〇〇のため◎◎の課題が深刻なものとなり、細やかな被災者支援活動が要求されるが、▲▲の事情により対応が可能な団体等が少数になると考えられるため、当法人の活動により得られたノウハウを生かして●●を実施することとする。

(例) アレルギー疾患患者は災害時にアレルギーフリーの食事を入手することが困難となるが、避難所等では公助によるアレルギーフリー非常食の備蓄や支援はほとんど無いのが現状です。

また、避難所を運営する行政職員や地域の自治会役員等が、アレルギー疾患への知識を十分に持っていないことも多く、誤解に基づいた発言や配慮の不足した行為がおこなわれがちです。(詳しくは添付した「東日本大震災における支援活動報告書」を参照ください。)

### 3 活動の背景

(災害時緊急支援活動を計画するに至った経緯や背景について記載してください)

●●の経験を経て、▲▲の事業を実施するに至った。

(例) 当法人理事長はアレルギー疾患当事者でもあり、阪神・淡路大震災で被災した経験から、大規模災害時のアレルギー疾患患者・家族への支援が必要不可欠であると感じ、平常時から定期的にアレルギー疾患患者・家族向けの防災啓発講座を開催したり、アレルギー疾患患者専用の災害時安否確認システムの提案・構築を行ってきました。

東日本大震災では主にインターネット・電話を通じて被災した患者と連絡を取り合いながら、製造企業と協働して、アレルギーフリー非常食配布事業を行いました。想定される被災患者数と比較し支援できた数はごく限られていました。

また、東日本大震災での支援活動の経験から、アレルギーフリー食材の提供など目に見える支援以上に、同じ患者や患者を持つ家族同士の声かけが重要である事が分かったため、今回提案する相談員派遣事業を提案するに至りました。

### 4 活動内容

#### (1) 活動(支援)の対象者

(例) 北勢地域で被災したアレルギー疾患等慢性疾患患者を対象と考えています。

想定される潜在対象者 約6千人~1万2千人(北勢地区人口 約60万人のうちの1~2%)

災害の状況によっては、鈴鹿市~津市での活動も検討可能です。

#### (2) 活動内容

(貴団体にどのような専門性やノウハウがあり、それらを生かして災害時の課題を解決するためにどのような活動をどのように行うのか、記載してください。)

当法人は●●の事業を▲▲年間、□□で行っており、◎◎の専門性を有している。また、平常時から、〇〇と緊密な連携を図り事業を実施していることから、■■に関する人的ネットワークを形成できている。

災害時には、◎◎の専門性や〇〇とのネットワークを生かして、(役割を分担して○r助言を得て)、県の緊急支援活動の要請を受けた●●に係る支援活動を実施していくことが可能である。

## (記載例)

被災地の災害ボランティアセンター等と連携をとりながら、災害ボランティア活動が円滑に行われるよう相互支援を行う。

(例) 当法人はアレルギー疾患患者当事者および家族で構成されており、アレルギー疾患患者に対する支援に必要な専門性を有しています。また、アレルギーフリー非常食を製造している企業やアレルギー疾患を専門とする専門医との日常的なネットワークを有しています。また、アレルギー疾患患者専用の災害時安否確認システムを構築し、事前に要支援者の把握に努めています。

このような「当事者性」と「専門的なネットワーク」、「情報」を活かして、相談員派遣事業を行います。

相談員は2名一組として、アレルギー疾患患者当事者や家族、アレルギー疾患の知識を持つ人で構成し、事前に安否確認システムに登録されていた方のご自宅や、被災地で設置された避難所を巡回します。

巡回時には企業から提供を受けたアレルギーフリー食の提供を行うと共に、避難所にいるアレルギー疾患患者の現状の把握や悩みの相談業務を行い、ニーズの収集と精神的な支援を行います。

そこで得た悩み事やニーズをもとに、本人からはなかなか言い出しにくい要望を行政や避難所運営者に伝えたり、アレルギー疾患患者の知識やサポートのために必要なノウハウを伝える啓発活動につなげます。

### (3) 活動スケジュール

(発災後、概ね2ヶ月間の活動スケジュールについて記載してください)

過去の災害支援活動の経験から、被災者は被災直後の◎◎の状況から△△の状態へと変化していくため、災害発生直後は■■の事業を実施し、概ね1か月経過後からは、▲▲を支援する事業を実施する。

(例) 発災直後は一刻も早くアレルギーフリー非常食を届けることができるよう、要支援者の情報収集とアレルギーフリー食の調達を行います。また、現地を回る巡回チームのスタッフを募集します。

被災地内の移動の安全が確保でき次第、巡回チームにアレルギーフリー食の提供を理由に、要支援者データベースに掲載されている方と、各地で設置されている避難所に廻り、新たな要支援者の発見に努めます。

被災から2週間程度を目処に要支援者のリストを整理し、アレルギー専門医の方を交えた支援チームで個々の被災生活状況に合わせた支援プランを検討します。

被災から1ヶ月以降は巡回ベースを落としながら1人ひとりに掛ける時間を多くし、物資支援から傾聴による心の支援に切り替えていきます。

支援対象者のうち、医療や介護への橋渡しが必要と判断されるケースは、原則本人同意の下に地域の医療機関や保健師に情報提供して支援を求めます。

## 5 活動の成果 (想定される活動の成果)

◎◎のために▽▽を実施する事業を実施することにより、○○の課題を解決する(○○の課題解決に資する■■を達成する)ことが可能となり、災害からの復旧に貢献できる。

(例) アレルギー疾患を持つ被災者やその家族が安心して復旧・復興に取りかかることができるようになる。

専門家に任せることにより、無知ゆえに人を傷つけたり、命を危険にさらすことが無くなる。

## 6 災害時の活動体制

(統括責任者、連絡責任者、現場責任者、経理担当者など具体的に記載してください。また、情報共有や連携する相手方とその内容・役割分担等を記載してください。)

(例) 総括責任者：理事長 ○○○○ 実務責任者：△△△△理事 会計責任者：□□□□事務局長

連携想定先：○○市健康福祉課 (●●事業において日常的に連携して取り組んでおり、災害時の活動についても意見交換をしている)

○○市社会福祉協議会 (○○市ボランティア連絡協議会に加盟し、日常的に担当者と接点を持っている。

災害ボランティアセンター設置の際には情報交換するよう申し交わしている)

株式会社□□ (アレルギーフリー食品を製造・販売しており、災害時にはアレルギーフリー非常食の提供をして頂けるよう申し交わしている)

NPO 法人アレルギー△△ (アレルギー疾患患者・家族を支援している全国的なネットワーク組織。

災害時の相互支援について申し交わしている。)

## 7 活動が可能な地域 (大規模災害時に活動が可能な地域)

(例) 主に北勢地域。

被災状況によっては鈴鹿市、津市程度を想定していますが、北勢地区以外は行政・社協等との繋がりが無いため、協定締結できた際には三重県と相談したうえで、連携訓練等を行っておきたい。

## 8 災害時に備えた平常時の取組内容

(平常時の人材育成や他の団体との関係づくり、マニュアル等の整備状況などについて記載してください。過去の防災訓練や研修の取組実績がわかる資料を添付してください)

平常時から災害時に備えて、災害時に○○を支援するための「災害時○○支援活動マニュアル」を整備しているところである。また、理事会においてマニュアルを勉強する機会を設け、かつ常に災害時の当法人の取組や役割について認識を深めている。



## (記載例)

そのほか、災害時における■■のノウハウを習得するため、東海ブロックで毎年開催される〇〇支援研修を受講し、会員（理事・社員等）の災害時対応能力の向上と、他の団体との関係性構築を図っている。

(例) 当法人は災害時に備えて以下のような取組を行っています。

- ・災害時に備えたアレルギー疾患患者・家族専用の安否確認システムを運用しています。  
(詳細は添付リーフレット、システムのwebサイトをご覧ください)
- ・各地のアレルギー疾患患者、家族会に向けた防災啓発の場に講師を派遣しています。  
(詳細は別途添付の事業報告書をご覧ください)
- ・〇〇市の開催している市総合防災訓練で実施される避難所開設訓練に参加しています。(2014年度から)
- ・この事業計画を三重県にご承認いただき、協定提携となったら、災害時アレルギー疾患患者・家族相談員の養成講座を開催し、事前に応援してくれるスタッフを養成します。

(注) A4版であれば、複数枚になっても結構です。参考となる資料があれば、添付してください。

# (記載例)

第4号様式 (緊急支援活動)

## 県関係課意見書

申請団体名 \_\_\_\_\_

■県関係課において記載してください。

県 関 係 課	
担当者所属氏名等	(課) (職・氏名) (連絡先)
当該事業計画に関する県の取組状況 (市町の取組状況)	
事業計画に対する意見	
意見記載日	

(事業計画に対する意見の記載例)

- ・当該事業については、災害時の課題に的確に対応しており、災害時に必要かつ効果的であるとする。
- ・当該事業の実施にあたっては、〇〇とも連携して実施されたい。
- ・災害時には〇〇のような課題も想定されるため、〇〇についての取組も検討していただきたい。





## 災害時NPO活動支援事業【緊急支援活動】協定団体選定に係るスケジュール（案）

- 1 募集開始 平成28年9月上旬～中旬
- 2 申出書提出期限 平成28年10月31日（月曜日） 17時
- 3 委員に企画提案資料配布 平成28年11月21日（月曜日）
- 4 プレゼンテーション案内 平成28年11月21日（月曜日）
- 5 プレゼンテーション 平成28年12月5日（月曜日）  
（1団体あたり プレゼン15分、質疑20分）
- 6 審査 平成28年12月5日（月曜日）
- 7 選定結果の通知 平成28年12月9日（金曜日）

※ 候補者団体との協議を経て、候補者団体と協定締結



## 災害時NPO活動支援事業【緊急支援活動】選定要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、災害時NPO活動支援事業【緊急支援活動】実施要領第7条に基づき、協定団体を選定することに関し必要な事項を定める。

## (協定団体)

第2条 災害時NPO活動支援事業【緊急支援活動】の協定団体は、公募するものとする。

- 2 協定団体に対する仕様については、別紙1のとおりとする。
- 3 協定団体の選定にかかる日程は、別紙2のとおりとする。

## (選定業務)

第3条 男女共同参画・NPO課は、選定にあたりプレゼンテーションを実施する。

- 2 「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金運営委員会」(以下「運営委員会」という。)の各委員(別紙3)は、プレゼンテーションに参加し、申出内容の聴き取りを行うものとする。

## (評価)

第4条 運営委員会の各委員は、別紙4の「評価基準」により、申出内容を評価し、その結果を別紙5の評価表に記入する。

- 2 男女共同参画・NPO課は、前項の評価結果を別紙6の評価集計表により集計する。

## (選定)

第5条 男女共同参画・NPO課は、運営委員会の各委員の評価を参考に、協定団体候補者を選定するものとする。

- 2 前項の選定にあたっては、各評価項目について、過半数の委員の評点が評点満点比50%未満のものがある提案は失格とする。
- 3 第1項の選定にあたっては、各委員の評点合計を集計した評点総合計満点比80%以上の提案について、地域及び分野を考慮し、選定するものとする。
- 4 運営委員会の各委員は、提案者に対し、今後の活動についての助言を付すことができる。

## (補足)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、男女共同参画・NPO課で決定する。

附 則 この要領は、平成25年1月15日から適用する。

評価基準について（案）

- 1 課題把握 ~~【20点】~~【10点】
- ① 災害時に予想される課題についての的確に把握しているか。 ~~【10点】~~【5点】
- ② 事業の目的は明確になっているか。 ~~【10点】~~【5点】
- 2 活動内容・有効性 【30点】
- ① ニーズへの対応、課題の解決のために効果的な取組か。 【10点】
- ② 専門性を有し、住民同士の共助では対応が難しい活動か。 【10点】
- ③ 活動に必要な連携先の連携が得られているか。 【10点】
- 3 事業の実現性 ~~【30点】~~【40点】
- ① 過去の被災地の活動実績があるなど、支援に必要な専門性やノウハウを有しているか。 【10点】
- ② 事業を実施するための人員等の確保や組織体制はできているか。 【10点】
- ③ 事業を実施するために必要な取組（研修・訓練・連携など）を平常時から行っているか。 ~~【10点】~~【20点】
- 4 情報の収集・発信 【10点】
- ① 事業の実施に必要な情報を的確に収集することができるか。 【5点】
- ② 災害時に必要な情報を必要な支援者へ周知、発信することができるか。 【5点】
- 5 予算の妥当性 【10点】
- ① 事業の実施に必要な経費を適切に見積もっているか。 【10点】
- 【評点総合計 100点】

※1 各項目（1～5）について、委員の過半数が50%未満であれば失格  
（選定要領第5条2項）

※2 各委員の評点を集計した評点総合計中80%以上のものから協定団体候補者を選定  
（選定要領第5条3項）  
（100点×5人×0.8=400点以上）

【評点見直し理由等】

（課題）

「過去の災害における活動実績」などが、選定にあたってのハードルを高くしている一つの原因と考えられる。

（対応案）

「活動実績」に係る評点よりも「研修・訓練等の平常時の取組」に係る評点を高くすることで、事業の実現性を一定程度担保しつつ平常時の取組をより重視した評価基準とする。

具体的には、「1課題把握」は「3事業の実現性」の前提になることをふまえ、「1課題把握」の「①・②」の評点を各10点から各5点に引き下げ、「3事業の実現性」の「③事業を実施するために必要な取組（研修・訓練・連携など）を平常時から行っているか。」の評点を10点から20点に引き上げる。



## 災害時NPO活動支援事業【緊急支援活動】評価表

委員名(氏名)	印	平成28年12月5日
---------	---	------------

	配点	A 団体	B 団体	C 団体	D 団体	E 団体
<b>1 課題把握</b>						
①	災害時に予想される課題について的確に把握しているか	5				
②	事業の目的は明確になっているか	5				
	小計 (10点)					
<b>2 活動内容・有効性</b>						
①	ニーズへの対応、課題の解決のために効果的な取組か	10				
②	専門性を有し、住民同士の共助では対応が難しい活動か	10				
③	活動に必要な連携先の連携が得られているか	10				
	小計 (30点)					
<b>3 事業の実現性</b>						
①	過去の被災地の活動実績があるなど、支援に必要な専門性やノウハウを有しているか	10				
②	事業を実施するための人員等の確保や組織体制はできているか	10				
③	事業を実施するために必要な取組(研修・訓練・連携など)を平常時から行っているか	20				
	小計 (40点)					
<b>4 情報の収集・発信</b>						
①	事業の実施に必要な情報を的確に収集することができるか	5				
②	災害時に必要な情報を必要な支援者へ周知、発信することができるか	5				
	小計 (10点)					
<b>5 予算の妥当性</b>						
①	事業の実施に必要な経費を適切に見積もっているか	10				
	小計 (10点)					
評価点 合計		(100点満点)				

別紙6-1

三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金

災害時NPO活動支援事業【緊急支援活動】評価集計表

評価点 集計表

提案団体名	委員1	委員2	委員3	委員4	委員5	評価点 合計	基準点 (評価点合計 400点以上)	順位	失格要件 ※
A	0	0	0	0	0	0		1位	0
B	0	0	0	0	0	0		1位	0
C	0	0	0	0	0	0		1位	0
D	0	0	0	0	0	0		1位	0
E	0	0	0	0	0	0		1位	0

※項目別で得点50%未満の委員数が3人以上の件数

評価集計表

団体名(A)		配点	委員1	委員2	委員3	委員4	委員5	合計 評価点	50%未満 (委員数)
<b>1 課題把握</b>									
①	災害時に予想される課題についての確に把握しているか	5							
②	事業の目的は明確になっているか	5							
小計 (10点)			0	0	0	0	0		0
<b>2 活動内容・有効性</b>									
①	ニーズへの対応、課題の解決のために効果的な取組か	10							
②	専門性を有し、住民同士の共助では対応が難しい活動か	10							
③	活動に必要な連携先の連携が得られているか	10							
小計 (30点)			0	0	0	0	0		0
<b>3 事業の実現性</b>									
①	過去の被災地の活動実績があるなど、支援に必要な専門性やノウハウを有しているか	10							
②	事業を実施するための人員等の確保や組織体制はできているか	10							
③	事業を実施するために必要な取組（研修・訓練・連携など）を平常時から行っているか	20							
小計 (40点)			0	0	0	0	0		0
<b>4 情報の収集・発信</b>									
①	事業の実施に必要な情報を的確に収集することができるか	5							
②	災害時に必要な情報を必要な支援者へ周知、発信することができるか	5							
小計 (10点)			0	0	0	0	0		0
<b>5 予算の妥当性</b>									
①	事業の実施に必要な経費を適切に見積もっているか	10							
小計 (10点)			0	0	0	0	0		0
<b>評価点 合計</b>		(100点満点)	0	0	0	0	0	0	

○ 基準点400点以上

# 平成 28 年度第 2 回三重県災害ボランティア支援及び 特定非営利活動促進基金運営委員会 事項書 (案)

日時 平成 28 年 12 月 5 日 (月) 11:00～17:00

場所 みえ県民交流センターミーティングルーム・控室

【11:00～12:00 控室】

## 1 災害時 NPO 活動支援事業 審査方法等の確認

【13:00～ ミーティングルーム第 2 会議室】

## 2 公開プレゼンテーション

(各団体 説明 15 分、質疑 20 分)

・  
・  
・  
・

【プレゼンテーション後 控室】

## 3 審査

・採点、集計結果の確認、選定等理由の確認、コメント作成

【審査終了後 控室】

## 4 その他

【資料】

資料 1 災害時 NPO 活動支援事業【緊急支援活動】選定要領

資料 2 災害時 NPO 活動支援事業【緊急支援活動】募集要項

資料 3 プレゼンテーション概要

資料 4 選定結果通知 (例)

<平成27年度の例>

災害時NPO活動支援事業【緊急支援活動】  
プレゼンテーション

平成27年10月29日（木）  
三重県勤労者福祉会館2階第2会議室

No.	発表時間	発表者
	14:00~14:05	委員のご紹介、プレゼンテーションの進め方について
1	14:05~14:40	四日市東日本大震災支援の会 ----- 避難所における被災者支援活動
2	14:45~15:20	一般社団法人三重県鍼灸師会 ----- 被災者を対象とした健康保持、ケガ故障予防、 体調不良改善のための鍼灸施術ケア活動

※発表の順番は申出書受付順です。

(案)

平成 年 月 日

様

三重県環境生活部  
男女共同参画・NPO課長

災害時NPO活動支援事業【緊急支援活動】にかかる公開プレゼンテーションの  
実施について

このことについて、下記のとおり実施いたしますので、ご出席いただきますようお願い  
いたします。

記

- 1 日時：平成28年12月5日（月）〇〇：〇〇～〇〇：〇〇
- 2 場所：みえ県民交流センター ミーティングルーム  
（津市羽所町700番地アスト津3階）
- 3 プレゼンテーションの進め方
  - ・プレゼンテーションの時間配分は、提案者からの発表15分、委員からの質疑20分です。質疑に対する回答は、簡潔にお願いします。
  - ・1団体あたりの発表者は、3名以内とします。
  - ・発表は、今回申出をした内容に沿って行ってください。
  - ・パワーポイントを利用する場合は、11月28日（月）までに連絡をお願いします。
  - ・当日の資料配布は、ご遠慮ください。
- 4 審査結果の連絡
  - ・審査結果は、12月9日（金）17:00までに電話等で連絡します。
  - また、後日審査結果を文書で連絡します。

事務担当 男女共同参画・NPO課  
NPO班 助中  
Tel：059-222-5981 Fax：059-222-5984  
E-mail：[seiknpo@pref.mie.jp](mailto:seiknpo@pref.mie.jp)

(案)

平成 28 年 月 日

様

三重県環境生活部長

災害時NPO活動支援事業【緊急支援活動】審査結果について（通知）

このたびは、災害時NPO活動支援事業【緊急支援活動】の協定団体に申し出いただき、ありがとうございます。審査の結果、下記のとおり、協定団体候補者として選定されましたのでお知らせします。（審査の結果、今回は残念ながら貴団体は不選定となりました。今回の審査結果を下記のとおりお知らせしますので、今後の活動の参考としてください。）

記

1. 審査結果  
選定（不選定）

2. コメント

3. 各審査項目の評価点数

事業名	項目 1 (10 点 ×5)	項目 2 (30 点 ×5)	項目 3 (40 点 ×5)	項目 4 (10 点 ×5)	項目 5 (10 点 ×5)	合計 (100 点×5 =500 点)
	課題把握	活動内容・有効性	事業の実現性	情報の収集・発信	予算の妥当性	

事務担当：男女共同参画・NPO課  
NPO班 助中

電話：059-222-5981 FAX：059-222-5984

メールアドレス：[seiknpo@pref.mie.jp](mailto:seiknpo@pref.mie.jp)





三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金条例

平成二十四年三月二十七日

三重県条例第二号

三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金条例をここに公布します。

三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金条例

(設置)

第一条 災害ボランティア活動を支援するとともに、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の民間非営利組織の活動を促進するため、三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(定義)

第二条 この条例において「災害ボランティア活動」とは、大規模な災害によって被災した県内外の地域における復旧復興のために、自主的かつ主体的に行われる活動及び当該活動が迅速かつ円滑に行われるようにするための活動をいう。

(積立て)

第三条 基金には、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定める額を積み立てる。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第六条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第七条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

参考

「議案第19号 三重県災害ボランティア支援及び  
特定非営利活動促進基金条例案」に対する附帯決議

- 1 当面、基金の設置の目的を達成するために必要な経費については、災害ボランティア活動の支援を目的とするものに限定すること。
- 2 この条例の施行後、災害ボランティア活動の状況等、様々な状況を勘案し、県民や県内企業等からより多くの寄附を募ることが可能となるよう、条例の規定等について検討を加え、適宜必要な見直しを講ずること。

以上決議する。

平成24年3月15日

予算決算常任委員会

## 三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金実施要綱

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金条例（平成24年三重県条例第2号。以下「条例」という。）第八条に基づき、三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金（以下「基金」という。）の管理に関し、必要な事項を定める。

#### (定義)

第2条 この要綱において、「NPO」とは、次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。

- 一 非営利の活動を行っている民間の団体であること（但し、法人格の有無は問わない）
- 二 定款又は規約等の書類が整備され、組織化された団体であること
- 三 継続した活動が期待されるものであること
- 四 宗教活動や政治活動を主たる目的とした活動ではないこと
- 五 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと

2 この要綱において、「災害時」とは、次に掲げるいずれかの期間をいう。

- 一 みえ災害ボランティア支援センターが設置され、閉鎖されるまでの期間
- 二 知事が特に認める期間

### 第2章 基金の造成

#### (基金の造成)

第3条 基金は、一般会計積立金、県民や企業等からの寄附金及びこの基金の運用から生ずる収益を財源とし、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）に計上して、造成する。

2 条例第二条に規定する災害ボランティア活動又はNPO活動の促進を図るための事業資金として受納した寄附金は、予算に計上して、この基金に積み立てなければならない。

### 第3章 基金の処分

#### (基金の処分)

第4条 条例第六条の規定に基づき基金を処分することができる事業は次に掲げる事業とする。

- 一 災害時NPO活動支援事業
- 二 みえ災害ボランティア支援センター事業
- 三 災害時に備えたネットワーク強化事業

#### 四 NPO活動促進事業

- 2 前項第一号及び第二号の事業については、災害時に、別に定めるところにより実施されるものに対して、その経費の財源に充てることができる。
- 3 第1項第三号及び第四号の事業については、別に定めるところにより実施されるものに対して、その経費の財源に充てることができる。

### 第4章 基金の運営

#### (運営委員会)

- 第5条 基金制度、事業選定等に関し、検討を行うため、「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金運営委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会の委員は、学識経験を有する者等の中から知事が委嘱する。
  - 3 委員会の設置及び運営に関し必要な事項は別途定める。

#### (広報)

- 第6条 基金の運用状況等については、ホームページ等により広報を行うものとする。

#### (庶務)

- 第7条 基金に関する庶務は、環境生活部男女共同参画・NPO課において処理する。

### 第5章 雑則

#### (委任)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

## 災害時NPO活動支援事業【緊急支援活動】実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金実施要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項第1号の事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この事業は、災害時に発生する多様なニーズに迅速に対応するため、平常時からさまざまな分野のNPOと協定を締結し、NPOがもつ専門性やノウハウを生かした被災地・被災者支援を行うことにより、災害からの早期の復旧・復興を図ることを目的とする。

### (対象となる団体)

第3条 この事業の対象となる団体は、災害時に支援活動を行う特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人等の民間非営利団体（以下「NPO」という。）とし、次の各号をすべて満たすものであること。

- 一 三重県内に活動拠点があること。
- 二 過去の災害において被災地・被災者支援の活動実績があるなど、支援のノウハウを有していること。
- 三 県全域又は複数の圏域において活動することができること。
- 四 三重県又は県内市町等の総合防災訓練や災害支援にかかる研修等に参加し、平常時から災害時に備えた人材育成と関係づくりに取り組んでいること。
- 五 ホームページ等の広報媒体を有し、情報発信が随時実施できること。
- 六 迅速かつ継続的に活動することができる体制があること。
- 七 設立後1年を経過し、1事業年度以上活動を行っている団体であること
- 八 定款又は規約等の書類が整備され、組織化された団体であること。
- 九 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- 十 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- 十一 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」別表第1に掲げる要件に該当しないこと。

### (対象となる活動)

第4条 この事業の対象となる活動は、次の各号をすべて満たすものとする。

- 一 県内で災害が発生した場合に実施する被災地、被災者にとって効果的な支援活動であること。
  - 二 専門性を有し、住民同士の共助では対応が難しい活動であること。
  - 三 被災地の災害対策本部やボランティアセンター等と必要な連携を図り行う活動であること。
  - 四 発災後、概ね2か月間に行う活動であること。
- 2 前項第4号の期間については、被災地、被災者の状況により延長することができるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる活動については、対象外とする。
- 一 営利を目的とした活動
  - 二 特定の政党若しくは政治的団体又は宗教のための活動

(対象となる経費)

第5条 この事業で対象となる経費については、活動の実施に直接要するもので、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 被災者・被災地支援に要する経費
  - 二 被災状況等の調査に要する経費
  - 三 その他活動に必要な経費で知事が認めたもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費については、対象外とする。
- 一 他の公的機関や民間の団体等の助成を受ける経費
  - 二 団体の経常的な人件費や運営費
  - 三 個人の所有となる物品や個人の食糧費等
- 3 第1項の経費については、120万円を上限とする。

(実施申出)

第6条 第4条第1項に定める活動を行おうとする者は、災害時緊急支援活動実施申出書に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

- 一 団体概要書
- 二 活動計画書
- 三 県関係課意見書
- 四 収支予算書
- 五 団体の定款又は規約

- 六 役員等一覧表
- 七 直近1か年の事業報告書及び活動決算書、事業計画書及び活動予算書又はこれに準ずる資料
- 八 その他参考となる資料

(選定)

- 第7条 知事は、前条の申出があったときは、別に定める選定要領に基づき、協定団体候補者を選定するものとする。
- 2 前項の選定にあたっては、地域や分野を考慮して選定することができるものとする。
  - 3 前2項の選定にあたっては、要綱第5条の規定に基づいて設置される「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金運営委員会」(以下「運営委員会」という。)の委員の意見を求めるものとする。

(協定)

- 第8条 知事は、前条により選定された協定団体候補者と次に掲げる事項について協議するものとする。
- 一 災害時に実施する活動について
  - 二 支援活動の要請手続きについて
  - 三 費用の負担について
  - 四 平常時からの協力体制について
  - 五 協定の解消について
  - 六 その他諸条件について
- 2 前項の協議が整ったときは、前条により選定された候補者(以下「協定団体」という。)と災害時緊急支援にかかる協定を締結するものとする。
  - 3 前項の協定の締結にあたっては、協定書を作成し、第1項各号に掲げる項目に関する細目について規定するものとする。

(協力の要請)

- 第9条 知事は、災害時において必要と認めた場合は、前条の協定に基づき、協定団体に支援活動の実施を書面により要請するものとする。
- 2 前項の要請については、緊急を要する場合は、電話、口頭等で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。
  - 3 知事は、前2項の要請を行ったときは、第8条の協定に基づき、費用の全部又は一部を概算払により支払うものとする。

(事業の変更)

- 第10条 知事及び協定団体は、第8条第3項で締結した協定書に定める同条第1項第1号の事項を変更する必要があるときは、書面で協議しなければならない。
- 2 前項の協議は、緊急を要する場合は、電話、口頭等で協議し、その後速やかに書面を送付するものとする。

(状況報告)

- 第11条 協定団体は、知事の求めがあったときは、事業の遂行状況について知事に報告しなければならない。

(実績報告)

- 第12条 協定団体は、第9条により要請された活動が終了したときは、速やかに災害時緊急支援活動実績報告書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。
- 一 活動報告書
  - 二 収支報告書
  - 三 活動日報
  - 四 領収書等経費の支出を証する書類又はその写し
  - 五 その他知事が必要とする資料
- 2 協定団体は、事業費が確定したときは、速やかに概算払精算書を知事に提出するものとする。
- 3 知事は、概算払精算書の内容を審査し、事業費を精算する。なお、精算残金があるときは、協定団体は知事が定める期日までにその残額を返還するものとする。

(要請の取消)

- 第13条 知事は、協定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の規定による支援活動の要請の全部又は一部を取り消すことができる。
- 一 支援活動の実施について不正又は不誠実な行為をしたと知事がみとめたとき。
  - 二 活動経費を第9条で要請した支援活動以外の用途に使用した場合
  - 三 前2号に掲げる場合のほか、本要領、協定書等に違反し、事業の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 知事は、前項の規定により要請を取り消すときは、その旨を書面により通知するものとする。



(返還)

第14条 知事は、前条の規定により支援活動の要請を取り消した場合において、既に活動経費が支払われている場合は、当該経費の全部又は一部について期限を定めて、協定団体に返還させるものとする。

(財産の管理)

第15条 協定団体は、事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）のうち価格が10万円を超えるものについては、知事の承認を受けないで、事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該取得財産等の原価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15条）に規定する耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。

(書類の保管)

第16条 協定団体は、事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管するものとする。

(情報公開)

第17条 協定団体は、事業の成果について、当該団体のホームページや広報物により、広く県民に情報を公開するものとする。

2 協定団体は、知事が事業に関する情報公開を行うときは、必要な協力を行わなければならない。

(事業報告)

第18条 協定団体は、毎年、別に定める期日までに事業報告書及び翌年度の事業計画書を知事へ提出するものとする。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別途定めるものとする。

附則

この要領は、平成25年1月15日から施行する。



別紙

## 災害時支援活動計画書

公益財団法人三重県国際交流財団

## 1 概要

県内には約45,500人（県人口に占める割合全国第3位）もの多くの外国人が暮していますが、県内の地理や災害に対する知識が低く、日本語（特に災害用語）の理解も十分ではないことから、大規模地震発生時には相当の混乱が予想されます。当財団は、地域の中核的NPOや市町国際交流協会、地域国際化協会連絡協議会等、災害時の外国人住民支援のノウハウを持つ多様な主体と協力し、財団の強みであるコーディネート機能を発揮して、県と共に「みえ災害時多言語支援センター」の運営を行うことを通して、外国人住民に正しい情報と安心を届けます。

## 2 活動内容

## (1) 活動（支援）の対象者

三重県内の外国人住民及びその地域住民

## (2) 活動期間

災害発生直後から概ね2か月程度

## (3) 活動内容

当財団は、県内における外国人住民の総合的な相談窓口（県委託事業）として外国人住民が日常的に抱える課題を把握するとともに、それら課題解決に向けた事業に取り組むことから得られる幅広い情報とネットワークを有しています。

特に、災害時の外国人住民支援に関する専門性やノウハウ、ネットワークは以下のとおりです。

- ①研修や事業を通じ、災害時の外国人住民支援活動のノウハウがある。
- ②研修や事業を通じ、災害時多言語支援センターの運営に協力できる人材を養成している。
- ③研修や事業を通じ、災害時の外国人住民支援活動を行っている県内外の団体とのネットワークを有し、支援が得られる。
- ④地域国際化協会として全国の地域国際化協会とのネットワークを有し、東海北陸ブロックにおいては災害時の相互応援協定を締結している。
- ⑤25言語、約180名の通訳・翻訳者および通訳・翻訳を行うNPO団体等とのネットワークを有し、多言語相談・翻訳・通訳協力が得られる。
- ⑥外国人住民とつながりのある県内の国際交流・協力団体や日本語教室、学習支援教室、外国人団体等とのネットワークを有し、情報収集・情報提供力がある。
- ⑦外国人住民が抱える課題解決に向けた専門機関とのネットワークを有し、迅速な対応につなぐことができる。
- ⑧公益財団法人として、これまでの事業実績により県や市町、市町国際交流協会等からの信頼がある。

これらの専門性やノウハウ、ネットワークを活かし、次のとおり外国人住民に正しい情報と安心を届けます。

(1) 関係者（団体）への協力依頼と調整

上記②③④⑤に対しセンターの運営や通訳・翻訳業務を行うための協力依頼を要請し、多言語支援センターのコーディネートを行う。

(2) 多言語情報の作成と発信

行政や報道機関、大使館、外国人住民支援活動を行う団体等から発表される重要な情報を、上記③④⑤の協力を得て翻訳し、HP や facebook、twitter で情報提供する。

(3) 外国人住民からの問い合わせや相談への多言語対応

①当財団職員及び上記③④⑤の協力を得て、外国人住民からの問い合わせや相談に多言語で対応する。また、支援活動が長期化した場合には、上記⑦の協力を得て個別の案件にも対応する。

②外国人住民がアクティブ・シティズンとして災害支援活動を行えるよう情報収集を行う。

(4) 市町の情報提供に係る支援

市町が多言語で情報提供したい事柄を、上記③④⑤の協力を得て翻訳する。

(5) 避難所等における外国人被災者とのコミュニケーション支援

外国人被災者とのコミュニケーションを支援するために、上記③④⑤⑥の協力を得て通訳者等を紹介する。

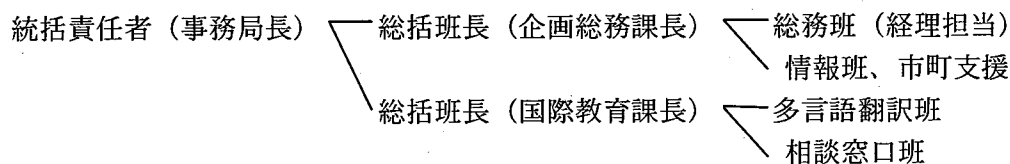
(6) 外国人住民の被災状況等情報収集

外国人団体や外国人とつながりのある団体・キーパーソン等（上記⑥）の協力を得て、外国人住民の避難情報などの収集に努める。

### 3 災害時の活動体制

多言語支援センター運営における財団の組織体制を次のとおりとし、NPO 等中核的支援団体及び多文化共生マネージャー、東海北陸地域国際化協会、災害パートナー等、多様な主体と共にセンターの運営を行うために、財団はそのコーディネートを行います。

統括責任者に事務局長を、総括班長に企画総務課長及び国際教育課長を充て、財団職員、NPO 職員、多文化共生マネージャー、災害パートナー等が業務にあたります。



### 4 活動が可能な地域

三重県全域

# 災害時支援活動計画書

団体名：一般社団法人熊野レストレーション

## 1 概要

災害発生時、現地は混乱し、自身の生命の確保、家族の安否確認など、余裕ある情報収集ができなくなります。また、災害現場においては、流木や倒木などが、道路や救援活動の妨げになり、倒壊建屋の撤去などを迅速に行えることが、救命の点からも重要視されています。

当法人は、被災された地域、被災された地域の住民、被災された地域にいる地域外住民のニーズに対して、各関係機関と連携しながら、テクニカル専門の災害ボラセンを管理運営し、テクニカルボランティアの現場コーディネートを行います。また、チェーンソーや小型重機などを活用して、災害木を伐木又は撤去し、木造建屋を解体又は保全するなど、救出や復旧、復興の場面において活動します。

## 2 活動内容

### (1) 活動（支援）の対象者

被災された地域、被災された地域の住民、被災された地域にいる地域外住民  
支障となる災害木や木造建屋などの所有者

### (2) 活動期間

災害発生直後から概ね2か月程度

### (3) 活動内容

情報収集

先遣調査

テクニカル専門の災害ボラセンの管理運営

テクニカルボランティアの現場コーディネート

チェーンソーや小型重機などを使ったテクニカルニーズに対する作業

ボランティアカフェによるバックアップ

災害発生時、現地調査の先遣隊を編成し、その後方支援をします。先遣隊からの報告のあとは、さらなる先遣隊の派遣や、救援や復興活動の人的支援を、災害支援のネットワークから送り込みます。

また、2011年の紀伊半島大水害や、2014年の兵庫県丹波水害でも実践した通り、必要に応じて、現地の災対本部や社協の災害ボラセンと連携し、テクニカルボランティアに特化した災害ボラセンの立ち上げをします。当法人には、災害ボランティアセンター（災害ボラセン）を立ち上げるノウハウをもった実践経験豊富な会員が在籍しており、管理運営面で、災害ボラセンの中核を担うことができます。テクニカルニーズに特化した災害ボラセンを設置運営していくことで、通常の災害ボラセンの負担を減らすことも可能となり、テクニカルニーズや、専門性ある災害ボランティアにも対応できるようになります。

さらに、ここを通じて、テクニカルニーズに対応しながら、初動から中長期にわたって、テクニカルボランティアを派遣し、現場コーディネートをしていきます。ニーズ先の気持ちを考慮でき、災害ボランティアの現場コーディネートができる体制を持っているので、通常ボラセンで対応しきれない事態にも対応できます（以上については、2011年の紀伊半島大水害、2014年の兵庫県丹波水害で実証済み）。現場には、当法人独自で教育した現場監督に相当する現場コーディネーターを配置して対応します。

このほか、当法人は、チェンソーや小型重機など、特殊資機材を使用したテクニカルボランティアの集合体でもあるので、チェンソーや小型重機などを使ったテクニカルニーズ（災害支障木や木造建屋の撤去など）に対する作業なども行います。

大規模災害の活動現場においては、医師や看護師の資格を持ち合わせた医療班の待機や、テクニカルボランティアがいつでも休憩や食事で利用できる炊事班を常備し、バックアップ体制を構築します（ボランチカフェ：2014年の兵庫県丹波水害実証済）。

### 3 災害時の活動体制

#### (1) 理事が主体となって対応

当法人を構成する理事や会員は、三重県内だけではなく、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、長野県、神奈川県、東京都にも在住しているため、災害発生場所、被災規模などによって、指示命令系統の活動体制を変えていくことができます。現状の体制化では、統括責任者を当法人の代表理事、連絡責任者を事務局と理事、現場責任者を同副代表理事、経理担当を同専務理事と同監事、および同外部監事が担当することになります。

#### (2) 災害中間支援の日本テクニカルボランティア協会等の外部支援

南海トラフでの地震と津波を想定した場合は、三重県南部の被災が甚大であることが想定され、よりテクニカルボランティアが必要となりますが、日本テクニカルボランティア協会などを通じて、遠隔地からの後方支援の体制を構築します。なお、水害や断層地震においては、局所的な被災が想定されるので、オール熊レス（日本テクニカルボランティア協会の支援も含む）で対応することが可能です。

また、東紀州地域以外の県内各地域が被災した場合においては、これまでの県外支援の実績からも、当法人理事や会員、および日本テクニカルボランティア協会などの支援を受けながら、あるいは、これまでの県内の組織団体との連携の実績なども踏まえながら（NPO法人みえ NPO ネットワークセンター、松阪市社協、伊賀市災害ボラセン、伊勢市災害ボラセンなど）、どの地域においても、同様の体制を構築することができます。

#### (3) 情報の共有先や連携先

情報共有先や連携先は、三重県、被災地の災対本部、県南の中間支援組織である東紀州コミュニティデザイン（事務局は三重県尾鷲市）や、県内の中間支援組織の集合体であるNPO法人みえ NPO ネットワークセンター（事務局は三重県四日市市）、みえ災害ボランティア支援センター（事務局は三重県津市）、伊賀市災害ボラセンター（事務局は三重県伊賀市）、伊勢市災害ボランティアセンター（事務局は三重県伊勢市）、日本テクニカルボランティア協会（事務局は兵庫県丹波市）などを想定しています。県内社協についても、日頃から連携の深い社協を通じて（紀北町社協、熊野市社協、尾鷲市社協、松阪市社協など）、県内社協との共有と連携を深めていきます。

以上の各関係機関と連携しながら、有事の際は、社協を主体に設置される災害ボランティアセンターも含めて、テクニカルニーズとテクニカルボランティアに対応できる体制を構築していきます。そのための日頃からの連携も、引き続きしていきます。

### 4 活動が可能な地域

三重県全域（人員及び費用負担の点から、県域の災害のときは、活動可能地域が限定される見込み）